

令和 7 年度 事業計画書



社会福祉法人 恵泉福祉会

目 次

1. 法人の概要・目標
2. 法人の理念・運営方針・ケア方針
3. 令和 7 年度 予算書
4. 法人役員(理事・監事)、評議員、評議員選任解任委員構成
5. 法人借入金償還計画
6. 新規事業計画
 - ＜児童福祉サービス部門＞
 - ＜高齢者福祉サービス部門＞
7. 施設事業計画
 - ＜高齢者福祉サービス部門＞
 - 1) メヌホット千里丘
 - ・地域密着型特別養護老人ホーム
(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)
 - ・ショートステイ (短期入所生活介護)
 - ・小規模多機能ホーム (小規模多機能型居宅介護)
 - 2) メヌホット三原
 - ・地域密着型特別養護老人ホーム
(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)
 - ・ショートステイ (短期入所生活介護)
 - ＜児童福祉サービス部門＞
 - 3) 愛育認定こども園 (幼保連携型認定こども園)
 - ・地域子育て支援拠点事業
 - ・一時預かり事業
 - 4) だいもん愛育保育園 (小規模保育園/小規模保育事業A型)
 - 5) はかた愛育保育園 (認可保育園)
 - 6) ふくやま愛育保育園 (小規模保育園/小規模保育事業A型)
 - 7) よどがわ愛育保育園 (認可保育園)
 - 8) きたせんり愛育保育園 (認可保育園)
 - ・一時預かり事業
 - 9) みくに愛育保育園 (認可保育園)
 - ＜障がい福祉サービス部門＞
 - 10) ステップアップ絆 (就労継続支援B型事業)
8. その他

1. 法人の概要・目標

広島県尾道市に法人本部を置く恵泉福祉会は、大阪府吹田市、大阪市、広島県福山市、三原市、福岡県福岡市に施設があり、乳幼児や障がいのある方、高齢者までの支援ができる社会福祉法人です。

公益性を持つ法人として輝き溢れる社会福祉の実現、地域福祉の発展に貢献すべく平成 24 年 6 月に設立されました。高齢者支援(介護)から始まった事業も、現在では障がい者への支援、乳幼児への教育・保育を対象に、幅広い福祉事業を展開するに至っております。

様々な価値観の変化を伴いつつ激動する現代に於いて、超高齢社会の到来、認知症高齢者の増加への問題、障がい者(児)支援、子育て支援の充実など我が国の福祉が抱える喫緊の課題に対し、職員一同、課題克服の一翼を担うものとしての自覚を持ち、介護・障がい福祉サービス、子育て支援の理想像を求め、最大限に努力して参る所存です。

これからも時代とともに変化する地域社会のニーズを見つめ、社会福祉本来あるべき姿に向き合いながら、我が国の未来のために、明るく、豊かな活力のある地域社会の創造のために、日々研鑽に努めて参ります。

2. 法人の理念・運営方針・ケア方針

<法人理念>

【恵の泉の如く、尽きない愛をもって光となり、輝き溢れる社会福祉の実現に挑戦いたします。】

<運営方針>

1. 私達は専門職として、その職務に於ける必要性の理解と専門性を十分に発揮いたします。
2. 私達は組織の一員として、仲間を愛することを忘れず感動が分かち合える組織を構築いたします。
3. 私達は地域福祉の拠点として、地域の互助力を高め共存と共生の精神をもって地域に貢献いたします。

<ケア方針>

ご利用者が社会(地域)の中で、その有する能力に応じ自立した生活が過ごせるよう、地域住民と医療の協働を図りながら介護保険サービスの提供を行います。また、自己選択の意思尊重と説明責任の義務を果たし、「普通の生活」と「あたりまえの感覚」を自らに問いかけ、尊厳ある生活者としての理想を追求いたします。

3. 令和 7 年度 予算書

〈資金収支予算書〉

(単位：円)

R 7 年度 予算	吹田市		大阪市		福山市			尾道市	三原市
	メヌホ千里丘	きたせんり愛育	よどがわ愛育	みくに愛育	ステップ絆	だいもん愛育	ふくやま愛育	本部(メヌ三原)	愛育こども園
事業活動収入	201,095,000	214,990,000	237,115,000	116,967,260	26,511,000	35,911,000	46,621,000	51,000	175,465,000
事業活動支出	182,120,000	151,375,000	192,572,600	97,504,177	24,962,000	35,240,000	43,209,000	26,820,000	139,510,000
事業活動収支	18,975,000	63,615,000	44,542,400	19,463,083	1,549,000	671,000	3,412,000	△26,769,000	35,955,000
施設等整備収入	0	0	0	150,000,000	0	0	0	0	0
施設等整備支出	8,756,000	8,340,000	3,588,000	100,000,000	100,000	0	200,000	0	8,896,000
整備資金収支	△8,756,000	△8,340,000	△3,588,000	50,000,000	△100,000	0	△200,000	0	△8,896,000
その他活動収入	0	0	0	0	0	0	0	32,400,000	0
その他活動支出	0	5,800,000	5,800,000	0	0	0	0	0	15,000,000
その他活動収支	0	△5,800,000	△5,800,000	0	0	0	0	32,400,000	△15,000,000
当期資金収支	10,219,000	49,475,000	35,154,400	69,463,083	1,449,000	671,000	3,212,000	5,631,000	12,059,000

R 7 年度 予算	福岡市	法人合計
	はかた愛育	
事業活動収入	198,360,500	1,253,086,260
事業活動支出	158,885,000	1,052,197,777
事業活動収支	39,475,000	200,888,483
施設等整備収入	0	150,000,000
施設等整備支出	8,945,000	138,825,000
整備資金収支	△8,945,000	11,175,000
その他活動収入	0	32,400,000
その他活動支出	6,430,000	33,030,000
その他活動収支	△6,430,000	△630,000
当期資金収支	24,100,000	211,433,483

4. 法人役員(理事・監事)、評議員、評議員選任解任委員構成

*理事:6名／監事:2名／評議員:7名／評議員選任解任委員:3名 (令和7年4月1日現在)

氏名	年齢	役職	住所	任期
狩野 牧人	61	理事長	広島県尾道市栗原町 9632 番地 7	R5. 6. 23～R7 定時評議員会
狩野 三恵	56	理事	広島県尾道市栗原町 9632 番地 7	R5. 6. 23～R7 定時評議員会
松下 雅人	66	理事	広島県尾道市土堂二丁目 1 番 17 号	R5. 6. 23～R7 定時評議員会
山根 近	62	理事	広島県尾道市久保二丁目 26 番 8-201 号	R5. 6. 23～R7 定時評議員会
寺本 吉孝	57	理事	広島県尾道市潮見町 9 番地 5	R5. 6. 23～R7 定時評議員会
弓場 美幸	56	理事	大阪市淀川区西中島二丁目 12 番 8 号	R5. 6. 23～R7 定時評議員会
今岡 寛信	74	監事	広島県尾道市栗原町 8813 番地 5	R5. 6. 23～R7 定時評議員会
瀬戸 務	62	監事	広島県尾道市日比崎町 7 番 7-7 号	R5. 6. 23～R7 定時評議員会
宮地 宏治	59	評議員	広島県尾道市新浜一丁目 3 番 5-703 号	R3. 6. 18～R7 定時評議員会
円福寺 雅之	57	評議員	広島県尾道市山波町 678 番地 11	R3. 6. 18～R7 定時評議員会
平 裕一	56	評議員	広島県尾道市高須町 406 番地 2	R3. 6. 18～R7 定時評議員会
高垣 昌明	56	評議員	広島県尾道市栗原町 3428 番地 1	R3. 6. 18～R7 定時評議員会
桑田 政文	55	評議員	広島県尾道市新浜一丁目 7 番 18 号	R3. 6. 18～R7 定時評議員会
岸上 幸由	53	評議員	広島県尾道市向島町 5588 番地 43	R3. 6. 18～R7 定時評議員会
池田 寛	51	評議員	広島県尾道市平原二丁目 14 番 10 号	R6. 4. 1～R7 定時評議員会
今岡 寛信	74	選解委員	広島県尾道市栗原町 8813 番地 5	R6. 6. 22～R10 定時評議員会
瀬戸 務	62	選解委員	広島県尾道市日比崎町 7 番 7-7 号	R6. 6. 22～R10 定時評議員会
瀬尾 暁史	60	選解委員	広島県尾道市栗原西二丁目 2 番 29-905 号	R6. 6. 22～R10 定時評議員会

5. 法人借入金償還計画

(単位：円)

借入先	当初借入額	貸付金残高	当期返済予定額	利息	償還期限	資金使途
(独)福祉医療機構	149,500,000	55,040,000	9,029,652	1.30	2032. 11. 10	大阪千里丘整備資金/20年
(独)福祉医療機構	143,000,000	78,960,000	8,228,944	0.40	2036. 3. 10	三原本郷整備資金/20年
㈱商工中金	80,000,000	54,800,000	4,744,042	0.95	2039. 2. 28	福岡博多整備資金/20年
(独)福祉医療機構	65,000,000	52,923,000	3,807,462	0.40	2040. 12. 10	大阪淀川整備資金/20年
㈱伊予銀行	150,000,000	133,320,000	9,051,268	0.52	2042. 3. 20	大阪北千里整備資金/20年
㈱伊予銀行	100,000,000	84,988,000	5,700,415	0.80	2043. 3. 20	福岡博多増築資金/20年
(独)福祉医療機構	300,000,000	300,000,000	0	1.90	2054. 9. 10	大阪三国整備資金/30年
合 計	987,500,000	760,031,000	40,561,783	0.89	—	

*R8. 3. 31 現在(R7 年度期末時点)

6. 新規事業計画

＜児童福祉サービス部門＞

- ・令和 7 年度 新規事業計画無し

【検討事案】

- 1) きたせんり愛育保育園(認可保育園)を(幼保連携型)認定こども園への移行計画。
- 2) きたせんり愛育保育園の網戸工事等補修計画。

＜高齢者福祉サービス部門＞

- ・メヌホット三原 再開復旧整備計画(事業廃止も含む)・・・今後の方針を検討協議。

令和 7 年度 施設事業計画書

＜高齢福祉サービス部門＞

「メヌホット千里丘」

地域密着型特別養護老人ホーム

ショートステイ

小規模多機能ホーム



社会福祉法人 恵泉福祉会

7. 施設運営計画

＜高齢者福祉サービス部門＞

1) メヌホット千里丘 ＜大阪府吹田市千里丘北1番3-2号＞

- ・地域密着型特別養護老人ホーム 入居定員 29 名
(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)
- ・ショートステイ (短期入所生活介護) 利用定員 10 名
- ・小規模多機能ホーム (小規模多機能型居宅介護)
登録定員 25 名 通い定員 15 名 宿泊定員 9 名

- H30 年の介護保険制度の改定では、「地域包括ケアシステムの推進」「介護保険制度の持続可能性の確保」を基本方針として介護人材の確保を図り質の高い介護サービスの実現に向けさまざまな制度の変更、改訂などが行われました。

「高齢者が最期まで住み慣れた地域で生活できるように」医療機関との連携をはかり、中・重度の高齢者を支える体制づくり。地域の福祉ニーズに積極的に応え、福祉の拠点となる施設をめざし努力していきたい。

現在、労働人口の減少に伴い、介護現場における人材不足は深刻化しています、日本では急速に高齢化が進み、65 歳以上人口は既に 3,000 万人を超え、特に 75 歳以上の人口割合は今後数十年にわたって増え続けていくと予想されています。こうした状況の中、約 800 万人の団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年には介護職員が約 34 万人も不足し介護サービスを受けられない「介護難民」が大量に発生するとも言われています。

メヌホット千里丘では働き甲斐、魅力のある施設づくりをめざし採用活動にも力を入れ新たな介護人材の確保、育成に努めていきたい。

1. 位置づけと目的

地域密着型特別養護老人ホームメヌホット千里丘及び小規模多機能ホームメヌホット千里丘(以下、メヌホット千里丘という)は、平成 24 年 11 月 1 日に吹田市の指定を受け開設しました。特養の定員は 29 床、小規模多機能の登録定員は 25 名となっております。

短期入所生活介護は、平成 25 年 8 月 1 日に吹田市の指定を受け開設しました。

複合施設のメリットを活かしながら、地域に密着した質の高い介護サービスを提供していきます。

2. 基本理念・運営方針・ケア方針

○法人理念

「恵みの泉の如く、尽きない愛をもって光となり、輝き溢れる社会福祉の実現に挑戦いたします。」

○運営方針

- 一、私たちは専門職として、その職務に於ける必要性を理解し専門性を十分に発揮いたします。
- 二、私たちは組織の一員として、仲間を愛することを忘れず感動が分かち合える組織を構築いたします。
- 三、私たちは地域福祉の拠点として、地域の互助力を高め共存と共生の精神をもって地域へ貢献をいたします。

○ケア方針

ご利用者が社会(地域)の中で、その有する能力に応じ自立した生活が過ごせるよう、地域住民と医療の協働を図りながら介護保険サービスの提供を行ないます。また、自己選択の意思尊重と説明責任の義務を果たし、「普通の生活」と「あたりまえの感覚」を自らに問いかけ、尊厳ある生活者としての理想を追求いたします。

3. 短期指針(1 年)

○「新しい時代に対応できる質のあるケアの展開を」

より充実したケアを展開していくために、新しい時代に相応したサービスの質と量を創出していく。そのための創意に満ちたアイデアと工夫を集めていく。利用者満足度を基軸にしたサービスから、ご利用者の皆様に感動を与えるサービスへ転換を図っていく。新しいケアの展開のためには、介護職員に対する研修を充実させ、介護職員の質そのものを変えていく必要がある。職員の研修システムを見出し、改善を図る中で時代に即応した質の高い職員を育成していく。

○重点課題

- ・利用ニーズと経営基盤の安定を図るため、特養の満床維持、短期入所ベッド利用率 90%以上を確保し、それを達成するために各部門で具体的なアクションを検討し事業を進める。
- ・利用者の援助水準の向上にむけて、安全管理と職種間の連携の質の向上を柱とし日常業務の見直しや改善を図る。
- ・施設（組織）の職員育成力を高めるため、研修体系を整備する。

4. 中期指針(3 年)

○「リスクマネジメントの確立」

リスクに関するデータ収集(事故及びヒヤリはっと報告書)と、そのデータ解析を通じた事故防止策を徹底し、安全で住みよい生活を提供していく。管理運営面のリスク管理についても十分に検討し対応できる態勢を作っていく。

○「高齢者虐待防止と人権重視のサービス提供」

2006 年 4 月から施行された高齢者虐待防止法の周知徹底を図る。人権重視のサービス提供を目指して、施設の介護や生活全般を見直す。人権意識の向上を図ると共に、身体拘束廃止・高齢者虐待防止に向けた取り組みを強化する。

5. メヌホット千里丘の標語

○愛をもって前進

「福祉は人なり」といわれるように、人が人を支援する対人援助職である私たちが愛をもって関わること、また私たち自身から輝きをもってふるまうことを忘れず支援していくことを目標としています。

○情報公開による透明性の高い事業運営

ホームページ等を通して積極的な情報発信を進めていくことで、事業運営の透明化を図り、利用者サービスの質の向上に取り組んでいます。

会議録や重要文章等の開示により、サービスの中身を可視化すると共に、自らの提供するサービスを公開することでより一層の責任感が生まれ、サービスの質の改善につなげることができると考えています。

○サービスの質の永続的改善

福祉サービスの改善への取り組みにはゴールがありません。ご利用者様お一人ひとり求めておられることが異なれば、そのニーズも日々変化していきます。快適な生活へのこだわりを常に持ち続けることで、より良いサービスの改善が図られると思います。現在の介護に満足することなく、研修や新しい試みの実現を通して、常に利用者本位の立場からサービスの永続的な改善に取り組んでいきます。

○入居者の援助に関する計画 ～入居者の尊厳を守るケアの実現にむけて～

- ・ 個別ケア、認知症ケアの実践では、ご本人やご家族と共に取り組むことを大切にし、より一層のケアの質の向上に努めます。
- ・ 健康管理、予防看護の視点から入院させないケアを迫ります。
- ・ 心豊かになり、おいしく食べることができる食事を迫ります。
- ・ “ひょっと視点”を職員間で共有し、介護予防や生活リハビリの実践を継続的に取り組みます。転倒、骨折予防のための取り組みを進めます。

○地域福祉（在宅サービス）に関わる計画 ～地域と連携、福祉力の向上を図る～

- ・ 行政や地域関係団体と連携を図り、非常災害時における災害弱者の拠点としての備えを実施します。それに伴い福祉避難所の指定に関しての検討を進めます。

- ・ 大阪社会福祉協議会が実施する社会貢献事業の推進を図り、積極的に地域ニーズの把握に努めます。
- ・ 地域にむけて、施設の専門性を還元する取り組みを進めます。(介護職員初任者研修講座の検討)

□ 行事予定に関する計画 (別添、年間予定表参照)

6. 職員の資質の向上

○研修(別表あり)

サービスの質は、職員の人格・知識・技能に比例します。資質の向上には自己啓発も必要ですが、施設内外の研修にはできるだけ多くの職員が参加し、福祉や介護について常に学んでいく姿勢を応援していきます。研修等で得た情報は、報告・伝達を確実にを行い職員全員のものになるようにします。

○資格

福祉サービスの充実のために、介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士等の福祉関係の資格取得を推奨していきます。

○職員・職場風土

- ・ 新任職員・中堅職員の双方が成長できるようにOJTを遂行します。
- ・ 年間目標を個別に掲げ達成するために行動します。
- ・ フロア会議が充実するようにレジメを事前配布し欠席者には欠席シートを活用します。

○職員研修・育成に関する計画 ～心豊かな専門性あふれる職員集団の育成～

- ・ 新任職員の指導方法としてのチューター制度を確立します。
- ・ 階層別職員研修(パート職員・中堅職員・リーダー職員)を具体化します。
- ・ 吹田地区特別養護老人ホーム研究発表大会の成功にむけて、職員の力を結集して取り組みます。
- ・ 喀痰吸引研修(16時間・50時間研修)に職員を派遣し計画的に養成します。

○職員の労働環境改善に関する計画 ～働き続けることができる職場環境づくり～

- ・ 介護職員処遇改善加算金を活用して基本給の引き上げ等を実施し、職員の処遇改善に取り組みます。
- ・ 女性職員が育児をしながら、働くことのできる職場環境づくりを進めます。
- ・ 腰痛予防やストレスマネジメントに取り組み、心身ともに健康な職場づくりに取り組みます。

○施設内整備・修繕に関する計画

- ・ 屋外污水配管漏水修繕工事計画(1次)
- ・ 給水系統・北側斜面漏水対応修繕工事計画(2次)

□ 運営管理に関する計画 ～民主的な施設運営の実践にむけて～

- ・ コロナ明けにより、利用者や地域、職員の声を施設運営に反映するための取り組みをより一層進めます。(入居者懇談会、家族会、満足度調査、地域のつどい、懇談会など)

7. 契約書・重要事項説明書・サービス利用票

利用に際しては、法人と個人の契約が基本となります。サービスに関わる重要事項説明書を利用者及び家族に対して十分に説明し、契約を結びます。また、個別にアセスメントを行ない、施設(居宅)ケアプランを作成し、同意を得た上で実施していきます。

経過に関しては、常にモニタリングを行ない、サービスの評価と実施を繰り返し、より良いサービス提供に努めます。

8. 介護サービスの方針

介護は生命や生活を支え、生活を豊かにする援助活動ですから、人権尊重を基本理念として、以下の介護サービスを提供します。

- ・ 安全かつ安心、そして快適な生活の保障。
- ・ 個性の重視、自己決定、選択を可能な限り尊重。
- ・ 残存能力に着目した自助、自立支援。
- ・ リハビリテーションに基づく日常生活の活動向上訓練の実施。
- ・ 在宅ケアと施設ケアの連携による継続的、総合的なサービス環境の構築。

9. 健康維持管理サービス

○早期発見、早期治療

老化による身体機能は、予備力の減少、防衛力や回復力、適応力の低下を来し、高い有病率、突発的な病状の発現、急に重篤な結果に至るなど注意すべき点が多くあります。健康管理、療養指導など日常的な医療サービスは医師を中心に、異常の早期発見は全ての職員が観察力を高め対応します。

○老年期の心理特性、精神機能の理解と対応

老化は人格の変容をもたらし、不適応行動として自他を苦しめたり、認知症や鬱状態などの精神症状の原因ともなります。喪失の時期といわれる老年期の心理特性を理解し、精神症状群に対する知識の習得と対応の習熟に努め、高齢者を対象とする施設にふさわしい介護・看護を提供します。

○安全で楽しく豊かな食事の提供

食べることは、大きな楽しみの一つでもありますので、食卓の雰囲気気を配り、委託業者（マルタマフーズ）との情報共有と連携によって季節感あふれる食事や、行事に伴う特別な献立を用意できるよう更なる改善を努めます。

食中毒は、施設においては集団食中毒として猛威をふるいます。委託業者に厳重な安全管理を求めることとその確認はもちろん、職員、利用者共々手洗いや消毒等衛生管理に努めます。

10. 医務・看護体制方針

入居者の生活を健康面から支えていくために、他職種と情報を共有し、入院させないケア・予防に取り組みます。

医療行為が必要な入居者の安心、安全な生活が継続できるよう、介護士、看護師を連携し、役割分担を整備していきます。

○健康管理・予防看護

- ・ 体調面の把握（食事量、水分量、排泄回数、睡眠、血圧、脈拍、体温）
- ・ 1日に必要な水分量の維持、補正水など工夫し脱水予防に努めます。
- ・ 嚥下状態の把握、口腔内環境を整え、誤嚥の防止に努めます。
- ・ 体調不良者の早期発見・早期受診、早期回復に努めます。
- ・ 診療所との連携を図ります。
- ・ 褥瘡予防に努めます。

○感染予防対策

- ・ 手洗い、うがいの励行に努めます。
- ・ 衛生管理に努めます。
- ・ 皮膚状態の観察、清潔、保温に努め、異常の早期発見、対応に取り組みます。

○マニュアルの作成、見直しを重点的に行います

- ・ マニュアルに添って、職員間の共有認識が得られるよう努めます。
- ・ 誤薬防止に努めます。

○施設内年間学習会

- ・ 研修内容の工夫と、職員教育に取り組みます。

○医療的ケアの看護師と介護士の連携・協働

- ・ 安全を確保し、情報交換を密に連携していきます。
- ・ 定期的に、ケア技術の確認・指導に努めます。

○褥瘡の発生予防のための管理に対する評価

- ・ 褥瘡ケア計画に基づき、入居者ごとに褥瘡管理を実施する。
- ・ 少なくとも3ヶ月に1回の褥瘡ケア計画を見直す。

○身体的拘束等の適正化

- ・ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催する。
- ・ 介護職員その他の従業者にたいして、身体拘束等の研修会を定期的に実施する。

11. 特養2階方針

○援助実践

- ・ フロア会議で出来事・事故を振り返り再発防止に努めます。
- ・ 外部からのボランティアを招き、社会との繋がりを持ち生活意欲向上に努めます。
- ・ 業務を見直し無駄な時間の軽減に努め入居者と関わる時間に還元します。
- ・ 安全な食事環境を見直します。

○職員・職場風土

- ・ 新任職員・中堅職員の双方が成長できるようにOJTを遂行します。
- ・ 年間目標を個別に掲げ達成するために行動します。
- ・ フロア会議が充実するようにレジュメを事前配布し欠席者には欠席シートを活用します。

○家族とのかかわり

- ・ 掲示板を活用し、入居者・ご家族に行事等を、お知らせし自発的な行動を促します。
- ・ 必要なご家族に定期的な面談を行い本質的な思いを聞きだします。
- ・ 季節ごとに手紙を作成しご家族へお送りしご様子を伝えます。

○衛生・清掃

- ・ 強化月間項目を掲げきれいな居室、フロア環境を心掛けます。
- ・ 汚れ・臭いに気づいた時に適宜掃除を行います。

12. 特養3階方針

○安心と安全

- ・ 食事は姿勢や集中できる環境にあるかを点検し、誤嚥防止に努めます。
- ・ 入居者目線で危険箇所を見直します。
- ・ 事故が起こる前に誘発する要因を予測し、早期対策を練ります。

○情報共有

- ・ 家族から得た情報と現在の状態に照会して、より良い援助実践につなげます。
- ・ 居室担当者による個別ケアを定着させます。
- ・ 申し送りを大切にし、各部署の連携を図ります。

○住環境の整備

- ・ 残存機能が発揮しやすい居室環境を整えます。
- ・ 人権感覚に配慮し、清潔保持に努めます。

13. ショートステイユニット方針

○利用者援助に関すること

- ・ 利用者の「人権」と「普通の暮らし」を守る援助を追求します。
- ・ 「自立支援」と「予防」の観点を持ち、在宅生活の継続ができるように支援します。
- ・ 「職員の援助チェックポイント」の理解を深め、援助実践を見直します。
- ・ 介護の専門職として、相応しい言葉遣いや態度で援助を行います。
- ・ 転倒・骨折ゼロに向けて、リスクマネジメントに取り組みます。
- ・ 利用者が楽しく施設生活を送れるよう行事・レクリエーションの計画を積極的に行い実施します。

○家族支援に関すること

- ・ 家族とのコミュニケーションを大切にし、信頼関係の構築に努めます。
- ・ 家族の心身の負担軽減を図るため、安心できる援助を行うとともに、情報交換・相談・助言を行いながら、居宅支援事業所の担当者と協力し合いながら、家族支援を行います。

○認知症に関すること

- ・ 認知症ケアについての理解を深め、専門的な助言を行います。
- ・ チームや個人で研修や勉強会等の学習の機会を持ち、現場の援助実践に活かします。

○生活環境に関すること

- ・ 利用者一人ひとりが居心地良く過ごせるよう、環境・空間の整備を行います。
- ・ フロア、ホール、居室、トイレの清掃を徹底し、清潔な生活空間を築きます。

○居宅との連携に関すること

- ・ 居宅や関係事業所との情報交換を密にし、統一性・継続性のある援助を目指します。
- ・ ミーティング、パソコン等の資源を有効活用し、利用者の情報共有に努めます。

○地域との交流を深める

施設の設備や機能の情報公開は、地域住民に高齢者福祉サービス提供の拠点としての認識や評価を得て、選択されるために重要となります。

○感染症に関すること

- ・感染症についての知識や理解を深めます。
- ・常日頃から、感染症対策・予防に取り組みます。

○ショートステイ運営に関すること

- ・ショート運営のあり方・考え方を見つめ直し、利用者の状態に合った援助の構築を目指します。
- ・業務の整理を行い、利用者主体の援助が行える体制を整えます。

14. 小規模多機能ホーム運営方針

○「その人らしさ」を大切に、利用者一人一人の人権を尊重し、住み慣れた地域での生活を維持することができるよう、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域の暮らしを支援します。

○家族支援に関すること

- ・ご家族様と共にご利用者様が末長く在宅介護で過ごせる支援に努めます。

○地域とのかかわり

- ・地域で開催される、イベントへ積極的に参加し、地域の一員となる様に貢献に努力していきます。

○レクレーションに関すること

- ・施設内完結の生活ではなく、社会との触れ合いを大切に生活を組み立てます。社会の一員としての自己認識ができるよう支援します。
- ご利用者様の外出する機会を増やし、散歩、ショッピング、地域の行事への参加等を通じて積極的に社会参加ができるように支援します。

○感染症に関すること

- ・感染症についての知識や理解を深めます。
- ・常日頃から、感染症対策・予防に取り組みます。

○小規模多機能ホームの運営に関すること

- ・小規模多機能ホームの運営のあり方・考え方を見つめ直し、利用者の状態に合った援助の構築を目指します。
- ・業務の整理を行い、利用者主体の援助が行える体制を整えます。

○職員に関すること

- ・日頃からの情報交換や、職員会議の充実を図りコミュニケーションを深め、職員がより充実感を持って働ける環境づくりを目指します。また、職員に役割を定め、責任とやりがいを持って関われるようにします。
- ・職員の内部研修、外部研修の機会を多く持ち、職員個々のスキルアップを図ることで、質の高い介護が提供出来るよう努めます。

15. 栄養管理方針

施設の食事でスムーズな運営を行い、施設の特徴を生かした食事づくりに努めます。
施設での取り組みが円滑に行われるように「給食委員会」を積極的に進めていきます。
提供する食事に満足いただけるように衛生管理・栄養管理、危機管理体制を効果的に行い施設の給食管理・運営に貢献できるように努力していきます。

○食事

- ・基本調理技術の向上に努めます。
- ・利用者に合った食事形態を検討し個別的な食事形態を進めます。
- ・管理栄養士としての専門性を生かした安全面、食事場面などでの発信、提案を致します。
- ・各ユニットでの食事作りなどに積極的に取り組み日常生活をしていること、普通の食生活に対することを介護職と連携をとりながら、議論し進めていきます。
- ・季節を感じる食材を選びなど五感に訴える食事を作ります。
- ・季節ごとの食を通じての楽しい取り組みなど、各ユニットで議論して進めます。
- ・ソフト食にも目を向けて刻み込む食事形態の改善にも重点を置き進めます。
- ・各ユニットでの食事関連の取組への協力を積極的行います。

○衛生・安全管理

- ・食中毒、衛生面での不備からくる事故を未然に防ぎ、安全で衛生的な食事を提供します。
手洗いや清掃などを引き続き徹底して行います。
- ・より安全な食材選びや保管方法など衛生知識の強化、検討、情報収集に力を入れます。
- ・衛生面に関してしなければいけない作業では労働を問わず強化して行きます。

○その他

- ・記録類の整備、徹底をします。
- ・作業効率や衛生作業をさらに進めていきます。
- ・品質面、値段、安全性を考慮した食材選びに努力します。
- ・個々の質の向上を目指し、食に関わる専門性を最大限発揮し普通の食生活をして頂けるよう提案していきます。
- ・外部の学習会・研修会など積極的に参加をして学習します。
- ・入居者、利用者の声を反映できるよう職員間だけでなく、入居者、利用者とも話しアンケート調査などを積極的に行います。
- ・個別のニーズにも積極的に応えていきます。
- ・他職種との連携を取り入居者、利用者の食事作りの向上に努めます。

16. 管理栄養士方針

○メヌホット千里丘の目指す食事とは

- ・日々の食事で「機能低下のある入居者や利用者の方々が安全に安心して食事を楽しむにはどうすればよいのか？」を考え、献立作成から食事提供がスムーズにできるように取り組むことです。

○食事提供の運営と献立へのこだわり

- ・一番大切としていることは、昼食時の各フロアへの巡回です。
入居者の食べ方、好き嫌い、食事量等の様子をしっかりと観察していきます。そして看護師・介護職員と情報を共有し、次回の献立の充実に反映します。
- ・栄養基準を満たすことを前提とし、その数字を食材に置き換え、調理方法、入居者に沿ったメニュー構成、行事食等あらゆる方向から考え、月単位で献立を組み合わせています。

認知機能や摂食・嚥下機能の低下により食事の経口摂取が困難になっても自分の口から食べる楽しみを得られるよう、多職種連携による支援の充実に努めます。

17. 余暇活動

○レクリエーション

レクリエーションの持つ心と身体を豊かに育み、より楽しく生きる喜びをもたらす効果に着目し、積極的な実施につとめます。

○クラブ活動

利用者の持っている自由時間を高い水準で消費できるよう、個人の趣味や楽しみを尊重したクラブをニーズに沿って組織し、楽しみ・生きがい・自己実現の一助となるよう援助でき

る体制作りに取り組みます

18. 施設運営に関する福祉コンセプト

○苦情解決システム

利用者、ご家族、一般の方からの、サービスその他に関わる苦情やご意見に関しましては、窓口を設けて、公平かつ迅速に対応し回答は原則書類にて公開していきます。

○サービス評価

施設で行う自主評価の充実と、第三者評価を積極的に受けてサービスの質を常に標準と比較することで質的な向上を図っていきます。

○リスクマネジメント

介護事故防止、管理運営面でのリスク管理など、幅広くリスクマネジメントを展開することで、サービスの質の向上と安定した施設運営を行なえるようにしていきます。

○身体拘束廃止と高齢者虐待防止

人権意識の向上と個別介護の見直しの中で、身体拘束を完全に廃止していきます。また、高齢者の虐待に関しても厳しくチェックし、施設内外でそのようなことが行なわれないよう監視していきます。

○情報公開と広報活動

家族向け広報誌の発行。Web サイトの整備と更新体制の確立。

○介護予防への取り組み

施設においても介護予防を積極的に取り組み、生活の中に組み込んだリハビリテーション、筋力トレーニング、口腔ケア等のサービスを提供していきます。

19. 防災・防犯対策

○災害発生予防対策

出火防止、災害防止のため、外部業者による防災設備等の点検管理を行ない、不備欠陥のないよう安全の確保に努めます。

○防災教育

消防計画書並びに地震防災応急計画書にしたがった、人命安全防護のための教育を職員に徹底します。

○避難・消火訓練

発生時の被害を最小限にとどめるため、通報連絡・避難誘導・消火の訓練は定期的に行い、消防機関の指導を要請し、地域住民を交えた訓練を行います。

○震災害対策

大阪北部地震・台風 21 号の教訓を生かして、地震、災害対策の強化を図っていきます。又、BCP(事業継続計画)や東南海地震の対応を策定し、地震防災訓練を実施していきます。

○防犯対策

不審者の施設内侵入を防止するために、防犯設備を拡充すると共に、訓練を行うことで突発的な危機にも安全に対応できる体制を作っていきます。

令和 7 年度
施設事業計画書
＜高齢福祉サービス部門＞
「メヌホット三原」
地域密着型特別養護老人ホーム
ショートステイ
(休止中)



社会福祉法人 恵泉福祉会

＜高齢者福祉サービス部門＞

2) メヌホット三原 ＜広島県三原市大和町和木 157 番地 1＞

- ・地域密着型特別養護老人ホーム 入居定員 29 名

＊平成 30 年 11 月 1 日より休止中

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

- ・ショートステイ (短期入所生活介護) 利用定員 10 名

＊平成 30 年 11 月 1 日より休止中

《西日本豪雨災害に於ける施設の状況》

平成 30 年 7 月 7 日、台風 7 号及び前線等に伴う大雨により、災害発生。5 日から雨が強く降り、6 日夜に施設前の河川が決壊し、1 階が床上浸水した。又、7 日午前 9 時頃、施設裏側(北側)の斜面が突然崩れ、土砂が建物(1 階部分)を直撃し、駐車場(敷地内)にも流れ込んだ。

建物は全損(全壊)、建物内の机、椅子、ベッド、家電品、家具類、複合機、PC 関連、事務用スチール備品等についても土砂、冠水により全損、駐車場にあった車 4 台(私有車除く。)も土砂に埋もれ(前日水没)、廃車となった。又、駐車場と外周の側溝には、泥や流木が堆積した。

6 日(金)PM8:00 過ぎから浸水し、高齢者 17 名は、職員の指示で事前に 2 階に移り、難を逃れた。7 日(土)土砂崩れ後、利用者と職員は、2F ベランダより外に避難し、隣接する「笑顔だいわ」の利用者・職員と共に和木小学校跡地のいきいきサロンに一時避難した。その後、関連施設に移動し、10 月まで当該施設としてケアを継続したが、11 月より事業を休止し、今後について関係機関と協議中である。

尚、現時点では、令和 7 年度再開復旧整備計画(事業廃止を含む)の目途は立っておらず、広島県、三原市の担当課と協議し、今後の方針を検討する。又、被災建物の解体撤去(原状回復)についても、関係機関に公費解体等の相談(協議)していく方針。

令和 7 年度 施設事業計画書

<児童福祉サービス部門>

「愛育認定こども園」

- ・ 幼保連携型認定こども園
- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 一時預かり事業



社会福祉法人 恵泉福社会

<児童福祉サービス部門>

3) 愛育認定こども園 <広島県三原市本郷南三丁目4番7号>

- ・ 幼保連携型認定こども園 認可定員 110 名(利用定員 110 名)
- ・ 地域子育て支援事業
- ・ 一時預かり事業

(1) 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 恵泉福社会
事業者の所在地	広島県尾道市平原三丁目1番15号
事業者の連絡先	TEL 0848-29-5663
代表者氏名	理事長 狩野 牧人

(2) 認定こども園の概要

種別	幼保連携型認定こども園						
名称	愛育認定こども園						
所在地	広島県三原市本郷南三丁目4番7号						
連絡先	TEL 0848-60-6939 FAX 0848-60-6941						
園長氏名	西本 香織						
開設年月日	平成28年4月1日						
利用定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
	9人	18人	18人	20人	22人	23人	110人
本園の基本理念・方針	【運営方針】 ・ 一人ひとりの子どもを大切にする保育を行います。 ・ 目に見えないものを大切にする保育を行います。 ・ 生きる力の基礎を育む保育を行います。 <教育・保育理念> 優しく愛のある雰囲気の中で、子どもの心や身体の成長を育む保育を行います。 <教育・保育方針> ・ 一人ひとりの子どもの気持ちに寄り添い、子どもの思いを受け止め、心を育てる保育を目指します。 ・ 子どもも保護者も安心してこども園生活が送られるように安全な環境を用意します。 ・ 保護者の思いを汲みながら、家庭と一体となり、子どもの健全な心身の発達を図ります。 ・ 地域に於ける子育て支援に取り組み、社会的役割を果たします。						

(3) 運営規程の概要

施設・事業の目的	社会福祉法人 恵泉福祉会が設置する「愛育認定こども園」(以下「本園」という)が幼保連携型認定こども園として行う教育・保育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、認定こども園法に基づいて、乳児及び幼児の教育・保育を行うことを目的とする。
運営の方針	本園に於ける教育・保育は、乳幼児期の特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して行うことを基本とし、家庭や地域での生活を含め、園児の生活全体が豊かなものになるよう努めるものとする。

(4) 施設の概要

敷地	敷地全体	2420.34 m ²
	園庭	848.67 m ²
		裏庭 27.74 m ²
園舎	構造	鉄骨造地上2階建て(耐火構造)
	延べ	923.86 m ²

(5) 主な設備の概要

設 備	部屋数	面 積	計
乳児室 (0歳児)	1 室	31.20 m ²	6 室 289.64 m ²
ほふく室 (1歳児)	1 室	63.58 m ²	
保育室 (2歳児)	1 室	44.78 m ²	
保育室 (3歳児)	1 室	49.98 m ²	
保育室 (4歳児)	1 室	50.05 m ²	
保育室 (5歳児)	1 室	50.05 m ²	

(6) 職員体制 (110人定員に対する職員予定配置数)

職種	人数	職種	人数
園長	1 人	栄養士	1 人
主幹保育教諭	2 人	調理員 (常勤:1人・非常勤:4人)	5 人
保育教諭 (常勤:15人・非常勤:7人)	22 人	保育補助・業務	2 人
看護師・保健師	1 人	嘱託医(医科・歯科)	2 人
事務員(兼務)	1 人	薬剤師	1 人

(7) 開所日・開所時間及び休所

所日	月曜日から土曜日まで	
開所時間	保育標準時間	午前 7 時 00 分 ～ 午後 6 時 00 分 (11 時間)
	保育短時間	午後 8 時 30 分 ～ 午後 4 時 30 分 (8 時間)
	教育時間	午後 8 時 30 分 ～ 午後 2 時 00 分 (5.5 時間)
一時預かり幼稚園型	教育時間	午後 2 時 00 分 ～ 午後 5 時 00 分
		午後 5 時 00 分 ～ 午後 5 時 30 分
		午後 5 時 30 分 ～ 午後 6 時 00 分
延長保時間	保育標準時間	午後 6 時 00 分 ～ 午後 7 時 00 分 (土曜日無し)
	保育短時間	午前 7 時 00 分 ～ 午前 8 時 30 分
		午後 4 時 30 分 ～ 午後 7 時 00 分 (土曜日無し)
休所日	日曜日・祝日・年末年始 (12/29～1/3)	

(8) 保護者の負担について

実費徴収 : 保育料の他に必要な実費 (指定する金融機関による口座振替)		
(毎 月) 主食費・副食費 (3 歳児以上) ※0～2 歳児は保育料に含まれる。		
絵本代・延長保育料		☆別表 1
(入園時) 用品代 ※進級時には、補充が必要です。		☆別表 2
制服代 (3 歳児以上) ・かばん代		☆別表 3
: 一時保育に係る利用料 (当園に直接納入)		☆別表 4

(9) 提供する保育の内容

当園は、子ども・子育て支援法、その他の関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育保育要領に基づき利用する子どもの心身の発達状況に応じて特定教育保育を提供する。

(1) 延長保育

(2) 子育て支援

(3) インクルーシブ保育

・・・発達に特性のある子どもや発達の緩やかな子どもを集団の中で保育を行う。

(4) 一時預かり保育

・・・生後 6 ヶ月を超える就学前児童を対象とし、一時的に家庭での保育が困難になる保護者のために一時保育を実施する。週 3 日以内、もしくは連続 14 日以内の範囲で利用できる。

(10) 年間行事予定

★マークは、保護者参加の行事です。

月	行 事 内 容
4 月	★入園・始業式
5 月	春の遠足、内科検診（尿検査含む）、★個人懇談
6 月	歯科健診、★保育参観日
7 月	プール遊び、七夕まつり、終業式
8 月	プール遊び、平和の集い、お楽しみ会（年長児）
9 月	始業式、デイサービスセンター「笑顔」訪問
10 月	★運動会、秋の遠足、内科検診、パトカー見学、芋掘り、ハロウィン
11 月	消防車見学
12 月	★発表会、もちつき、クリスマス会、終業式
1 月	始業式、おめでとう会
2 月	★保育参観日、豆まき、買い物ごっこ
3 月	ひなまつり会、お別れ会、★卒園式、修了式

※身体計測、避難訓練、お誕生会は毎月行います。※予定が変更になる場合もあります。

(11) 利用の開始及び終了に関する事項

利用者の内定	1 号認定	園と直接契約とする
	2.3 号認定	市の利用調整（選考）による
利 用 決 定		利用契約書の締結による
退 園 理 由		・「子ども・子育て支援法施行規則」第 1 条の規定に該当せず、市が利用を取り消したとき ・保護者から本園利用の取消しの申出があったとき ・利用継続が不可能であると市が認めたとき ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき 園の教育・保育方針と合わないとき 3 ヶ月以上の保育料、園費の滞納

(12) 利用に当たっての留意事項

登園について	・登園時間（～9時） ・毎朝、保護者は健康状況等を担任に口頭で伝えてください。 ・欠席や遅刻する場合は、9時までに園に連絡してください。 ・お子様の受け入れは、乳児は各保育室、幼児は玄関ホールで行います。 ・お子様の様子や連絡事項は、口頭又はきっぷノートにてお知らせください。
降園について	・原則お迎えは保護者です。 ・保護者以外のお迎えの場合は、保護者が必ず園に連絡してください。連絡が無い場合は、引き渡しはできません。
制服・用品について	・0～2歳児（私服）・3～5歳児（制服）となります。 ・持ち物全てに名前の記入をお願いします。 ・着替え等は汚れてもいいものを持って来てください。 ・外靴は、足のサイズにあった運動靴をお願いします。 ※ブーツ・サンダル不可 ・0～2歳児（紙オムツ・手拭きタオル・食事用エプロン） 全園児お茶入り水筒を各家庭で準備してください。
身体について	・毎朝検温をし、健康状態のチェックをお願いします。微熱、発熱(37.5℃以上)、下痢、感染症などの症状がある場合は、登園を控えてください。 ・感染症を治癒した際には、登園届（保護者記入）を提出の上、登園をお願いします。※感染症により、医師による意見書が必要な場合があります。 ・園で38度以上の発熱や嘔吐・下痢が複数回あった場合は、連絡を入れますので、早急にお迎えをお願いします。 (胃腸炎の流行時は1回の嘔吐下痢で迎えをお願いします。) ・解熱後24時間は登園を控えてください。 ・園での与薬はしません。例外として与薬が必要な場合は、薬の連絡票（保護者記入）と薬を合わせて担任に手渡ししてください。薬は、医師が処方したものに限ります。市販のものは取り扱いできません。 ・例外として園で与薬を行なう場合 ①入院後の薬②熱性けいれん③慢性疾患（心臓病など）の治療薬④抗アレルギー薬、喘息薬⑤アトピー性皮膚炎、湿疹等の軟膏などします。 ・予防接種後の登園は、なるべく避けてください。
給食について	・園の給食は、園児の活動の源となる大切なものであり、子ども達の健やかな成長には欠かすことのできない重要なものと認識し、安全でおいしい給食を提供しています。 ・一人ひとりの発達に合わせた離乳食を提供するために、食事状況書（保護者記入）で確認し、保育教諭と栄養士・調理員で進めていきます。 ・食物アレルギーなどで食事制限のあるお子様は、医師による診断書・指示書の「こども園におけるアレルギー疾患生活管理表」を提出していただき、お子様の症状に合わせた除去食・代替食を実施します。対応できない場合もありますので、個別にご相談ください。医師の指示がない場合は、除去食・代替食の対応はできません。（グルテンフリー等）
駐車場について	・駐車場では、十分に前後方を確認し、お子様と手をつなぎ、速やかに送迎をお願いいたします。 ・降園時、駐車場で保護者の方が話し込まれてお子様がトラブルに巻き込まれることがないように十分ご注意ください。

(13) 嘱託医 (内科)

医療機関の名称	堀内医院
医院長名	堀内 至
所在地	三原市本郷南六丁目 21 番 3 号
電話番号	0848-86-2028

(歯科)

医療機関の名称	あまの歯科・矯正歯科クリニック
医院長名	天野 晋吾
所在地	三原市本郷南六丁目 12 番 20 号
電話番号	0848-86-2105

(薬剤師)

薬局の名称	さくら薬局 三原店
薬剤師名	飯島 直之
所在地	三原市宮浦六丁目 6 番 39 号
電話番号	0848-64-2821

(14) 緊急時における対応方法

1 本園は、教育・保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに保護者に連絡をするとともに、嘱託医、協力医又は、子どもの主治医に相談する等の措置を講ずる。園長判断により救急車の要請を行う。
2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、児童保育課及び保護者に連絡をするとともに、必要な措置を講ずる。
3 本園は、事故が発生した場合、事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための措置を講ずる。
4 子どもに対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

【管轄する消防署】

消防署名	三原市消防署西部分署
所在地	三原市下北方 1 丁目 2 番 1 号
電話番号	0848-86-2119

【管轄する警察署】

警察署名	三原警察署
所在地	三原市皆実三丁目 2 番 6 号
電話番号	092-412-0110

(15) 非常災害対策

避難訓練	年 12 回 毎月 1 回
防災設備	消火器、火災報知器、避難誘導灯
避難場所	愛育認定こども園 2 階遊戯室・園庭・東本通 6 号公園
緊急時の連絡手段	きつずノート、LINE 及び電話連絡

(16) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	主幹保育教諭：松本 茂子
相談・苦情解決責任者	園 長 ：西本 香織
対応方法	1 本園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講ずる。 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。 3 本園は、苦情に関し、市から求められた場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。 4 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(17) 賠償責任保険の加入状況

園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険、傷害保険
保険の内容	①ほいくのほけん(全私保連団体契約)／東京海上日動(引受保険会社) ☆大型セットプラン(0-157 等特定感染症補償コース) ②日本スポーツ振興センター<各自任意加入>

(18) 個人情報の取り扱い

- ・本園の職員は、業務上知り得た子ども及び保護者の秘密を保持する。
- ・個人情報、守秘義務を徹底し、流出しないよう十分留意して適切に取り扱う。
- ・提出して頂く書類に関しては、日々の教育・保育以外の目的に使用しない。ただし、避難時や園外保育などで緊急連絡用として、自宅住所、電話番号を持ち出す場合は、取扱いには十分注意する。
- ・行事などで写真やビデオ撮影される保護者様に、他の子どもの映像について、その扱いには十分ご配慮いただくようお願いする。
- ・保育や行事の写真をお便りやHPに載せる場合、子どもの写真の掲示を希望されない保護者にあらかじめお伝えいただくようお願いする。

☆別表 1

給食費	3～5 歳児の主食費、副食費、おやつ代 副食費の免除あり(詳細は児童保育課へ) ※尚、0～2 歳児の 主食費、副食費、おやつ代は、保育料に含む。		主食費 1,500 円/月 副食費 4,500 円/月	
月刊絵本代	全園児 (毎月)		0 歳児 1 歳児 2 歳児 3 歳児 4 歳児 5 歳児	400 円前後決定 次第お知らせ します。
延長保育料	1 号	一時預かり幼稚園型 月曜～金曜 14:00～17:00 17:00～17:30 17:30～18:00 夏季・冬季・春季・学年末休業中 8:30～17:00 17:00～17:30 17:30～18:00	500 円/回 100 円/回 100 円/回 500 円/回 100 円/回 100 円/回	
	2, 3 号	(保育標準時間) 月曜～金曜 18:00～19:00 (保育短時間) 月曜～金曜 16:30～18:00、18:00～19:00	3,000 円/月 (10 日以上) 300 円/回	

☆別表 2

用 品	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
カラー帽子	1,140 円	1,140 円	1,140 円	1,140 円	1,140 円	1,140 円
氏名印	200 円	200 円	200 円	200 円	200 円	200 円
メッシュケース	410 円	410 円	410 円	410 円	410 円	410 円
誕生日カード	310 円	310 円	310 円	450 円	450 円	450 円
クレパス				675 円	675 円	675 円
はさみ				550 円	550 円	550 円
のり				140 円	140 円	140 円
粘土				410 円	410 円	410 円
粘土ケース				360 円	360 円	360 円
粘土版				510 円	510 円	510 円
出席ノート					330 円	330 円
出席シール					310 円	310 円
自由画帳				260 円	260 円	260 円
マーカー				920 円	920 円	920 円
合 計	2,060 円	2,060 円	2,060 円	6,025 円	6,665 円	6,665 円

※進級時には、補充が必要です。

☆別表 3

制 服	3～5 歳児
スモック	1,800 円
体操服(半袖) ～130	2,770 円
140	2,870 円
体操服(長袖) ～130	2,850 円
140	2,950 円
体操ズボン ～130	2,250 円
140	2,350 円
通園カバン	3,980 円
合 計	～13,950 円

☆別表 4

一時保育利用児	利用時間	利用料
0 歳児(生後 6 ヶ月)～2 歳児	一日 (8:30～18:00)	2,500 円/回
	半日 (8:30～午後 12:30) (12:30～18:00) ※この範囲内で 4 時間未満	1,250 円/回 *AM 給食又は PM おやつ込
3 歳児～5 歳児	一日 (8:30～18:00)	2,000 円/回
	半日 (8:30～12:30) (12:30～18:00) ※この範囲内で 4 時間未満	1,000 円/回 *AM 給食又は PM おやつ込

※給食費・おやつ代は利用料に含まれます。

※体操服・ズボンの枚数により、合計金額が変わります。

(利用定員)

利用定員は、次のとおりする。

クラス	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計 110 人
1 号定員	—	—	—	6 人	7 人	7 人	20 人
2 号定員	—	—	—	14 人	15 人	16 人	45 人
3 号定員	9 人	18 人	18 人	—	—	—	45 人

<今後の予定>

*利用定員については、ここ数年の1号認定子どもの減少から、今年度以降の経過を踏まえ、3歳児、4歳児、5歳児(1号、2号)の定数(割り振り)が実態に沿うよう変更すると共に、全体の利用定員の変更も併せて検討する。

令和 7 年度 施設事業計画書

＜児童福祉サービス部門＞

「だいもん愛育保育園」

・小規模保育事業A型



社会福祉法人 恵泉福祉会

<児童福祉サービス部門>

4) だいもん愛育保育園 <広島県福山市大門町六丁目 4 番 7 号>

・小規模保育園(A型) 認可定員 19 名(利用定員 12 名)

1. 事業所の目的及び運営の方針

(1) 運営主体 (事業者の概要)

事業者の名称	社会福祉法人 恵泉福祉会
事業者の所在地	広島県尾道市平原三丁目 1 番 15 号
事業者の連絡先	TEL 0848-29-5663
代表者氏名	理事長 狩野 牧人

(2) 事業所の概要

種別	地域型保育事業所 (小規模保育 A 型)				
名称	だいもん愛育保育園				
所在地	広島県福山市大門町六丁目 15 番 14 号				
連絡先	(電話番号) 084-999-6277 (FAX番号) 084-999-6278				
園長氏名	平井 真由美				
開設年月日	平成 30 年 4 月 1 日				
認可定員	(3 号)	0 歳児	1 歳児	2 歳児	合計
		6 人	6 人	7 人	19 人
利用定員		4 人	4 人	4 人	12 人
当園の基本理念・方針	【運営方針】 ・一人ひとりの子どもを大切にする保育を行います。 ・目に見えないものを大切にする保育を行います。 ・生きる力の基礎を育む保育を行います。 <保育理念> 「優しく愛のある雰囲気の中で、子どもの心や身体の成長を育む教育・保育を行います。 <保育方針> ・一人ひとりの子どもの気持ちに寄り添い、子どもの思いを受け止め、心を育てる教育・保育を目指します。 ・子どもも保護者も安心して保育園生活が送れるように安全な環境を用意します。 ・保護者の思いを汲みながら、家庭と一体となり、子どもの健全な心身の発達を図ります。 ・地域に於ける子育て支援に取り組み、社会的役割を果たします。				

(3) 運営規程の概要

施設・事業の目的	社会福祉法人 恵泉福祉会が設置する「だいもん愛育保育園」（以下「当園」という。）が小規模保育事業 A 型として行う保育・教育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する満 3 歳未満の子どもに対し、適正な保育・教育を提供することを目的とする。
運営の方針	当園に於ける保育・教育は、乳幼児期の特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して行うことを基本とし、家庭や地域での生活を含め、園児の生活全体が、豊かなものになるよう努めるものとする。

(4) 施設の概要

敷地	敷地全体	135.80 m ²
	園庭	坂里公園 2,843 m ²
園舎	構造	鉄骨造・3 階建の 1 階部分
	延べ	135.80 m ²

(5) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	23.99 m ²
ほふく室	1 室	27.45 m ²
保育室	1 室	16.98 m ²

(6) 職員体制（令和 7 年 4 月 1 日 現在）

職種	員数	常勤	非常勤	備考
保育士	6 人	4 人	2 人	園長を含む。
調理員	1 人	1 人	人	

(7) 利用定員ごとの特定地域型保育の提供する曜日等

【3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分（11 時間）
	保育短時間	午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分（8 時間）
延長保育	保育標準時間	朝： 時～ 時 夕： 18 時 30 分～19 時 00 分
	保育短時間	朝： 7 時 30 分～ 8 時 30 分 夕： 16 時 30 分～19 時 00 分

開所時間	月～金曜日	午前 7 時 30 分～午後 7 時 00 分
	土曜日	午前 7 時 30 分～午後 7 時 00 分
休業日	日曜日・祝日	

(8) 利用料等

利用者負担 (月額保育料)	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担 (保育料)		
実費徴収	その他 (教材費等)	各行事に係る材料費等	その都度
	延長保育費 (3 号保育基準) * (通常利用・0 歳/生後 57 日～)	延長保育に係る費用 (1 ヶ月当たり/10 日以上) (月曜～土曜/18:30～19:00)	1,500 円/月
	延長保育費 (3 号保育基準) * (一時利用/臨時・0 歳/生後 57 日～)	延長保育に係る費用 (1 回当たり/60 分) (月曜～土曜/18:30～19:00)	150 円/回 (30 分)
	朝①延長保育費 (3 号保育短時) * (通常・一時利用・0 歳/生後 57 日～)	朝延長保育に係る費用 (利用回数定め無し) (月曜～土曜/ 7:30～8:30)	無料 (60 分)
	夕②延長保育費 (3 号保育短時) * (通常利用・0 歳/生後 57 日～)	夕①延長保育に係る費用 (1 ヶ月当たり/10 日 以上) (月曜～土曜/ 16:30～18:30)	3,000 円/月
	夕②延長保育費 (3 号保育短時) * (一時利用/臨時・0 歳/生後 57 日～)	夕①延長保育に係る費用 (1 回当たり 120 分) (月曜～土曜/ 16:30～18:30)	300 円/回 (120 分)
	夕③延長保育費 (3 号保育短時) * (通常利用・0 歳/生後 57 日～)	夕②延長保育に係る費用 (1 ヶ月当たり/10 日 以上) (月曜～土曜/ 18:30～19:00)	1,500 円/月
	夕③延長保育費 (3 号保育短時) * (一時利用/臨時・0 歳/生後 57 日～)	夕②延長保育に係る費用 (1 回当たり/30 分) (月曜～土曜/ 18:30～19:00)	150 円/回 (30 分)
	入園時 (新学期) 等購入用品 (備品 等)・2,140 円/ (0～2 歳) 合計	0～2 歳:連絡帳/240 円、カラー帽子/1,050 円、お誕生日カード/260 円 *2 歳のみ 出席ノート/320 円、出席シール 300 円	0,1 歳 合計:1,550 円 2 歳 合計:2,170 円
	保険料 (日本スポーツ振興センター)	保育中や登校園時の事故が対象となり医 療機関で治療を要した場合 (医療保険の 10 割分が 5,000 円以上) の給付制度	315 円/年
	月刊絵本代	0 歳/460 円、1 歳/410 円、2 歳/420 円	毎月
	その他	各行事に係る材料費等	実費/その都度

(9) 支払方法

現金又は当園が指定する金融機関による引落とし

(10) 提供する特定地域型保育の内容

当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針 (平成 20 年告示) 及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供する。
通常提供する保育・教育のほかに、以下の保育・教育を行う。

(1) 延長保育

実施曜日 月曜日～土曜日 (祝祭日を除く。)

実施時間 標準時間 (7:30～18:30) の場合は、18:30～19:00 まで

短時間 (8:30～16:30) の場合は、7:30～8:30 と 16:30～19:00 まで

(2) その他保育・教育に係る行事等

(11) 年間行事予定

月	行事内容
4 月	入園・進級式 *個人面談
5 月	内科検診
6 月	歯科健診 *参観日
7 月	プール遊び、七夕会
8 月	プール遊び *夏まつり
9 月	お月見会
10 月	内科・歯科検診 *参観日、ハロウィン
11 月	秋の遠足
12 月	クリスマス会
1 月	お正月遊び
2 月	豆まき *個人懇談(希望者)
3 月	ひなまつり会、お別れ会、卒園式

※身長体重測定、避難訓練、お誕生日会は毎月行います。デイサービス訪問/不定期も行います。

(12) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【3号認定子ども(保育認定)】

利用者の内定	市の利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	・「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき。 ・保護者から当事業所利用の取消しの申出があったとき ・利用継続が不可能であると市が認めたとき ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

(13) 嘱託医

医療機関の名称	坂本眼科小児科クリニック
医院長名	坂本 明子
所在地	広島県福山市大門町一丁目 40 番 12 号
電話番号	084-946-6656

(14) 嘱託歯科医

医療機関の名称	医療法人社団碧雄会おきとう歯科クリニック
医院長名	沖藤 泰隆

所在地	広島県福山市神辺町新徳田 3-495
電話番号	084-962-5511

(15) 緊急時における対応方法

1 当園は、保育・教育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡をするとともに、嘱託医、協力医又は、利用子どもの主治医に相談する等の措置を講ずる。 2 保育・教育の提供により事故が発生した場合は、市町村担当課及び支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。 3 当園は、事故が発生した場合、事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための措置を講ずる。 4 利用子どもに対する保育・教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

【管轄する消防署】

消防署名	福山東消防署
所在地	広島県福山市引野町北四丁目 23-9
電話番号	084-941-3868

【管轄する警察署】

警察署名	福山東警察署
所在地	広島県福山市三吉町南二丁目 5-31
電話番号	084-927-0110

(16) 非常災害対策

避難訓練	年 12 回
防災設備	消火器、火災報知器、避難誘導灯
避難場所	坂里公園
緊急時の連絡手段	一斉メール及び電話連絡

(17) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	保育士	
相談・苦情解決責任者	園 長	

【要望・苦情等への対応方法】

1 当園は、支給認定保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者等苦情受付の窓口を設置し、支給認定保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講ずる。

- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
- 3 当園は、苦情に関し、市町村から求められた場合は、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(18) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険、傷害保険
保険の内容	ほいくのほけん(全私保連団体契約)／東京海上日動(引受保険会社) ☆大型セットプラン(0-157 等特定感染症補償コース) <園賠償責任> ・施設、エレベーター(対人・対物) ・生産物(対人・対物) ・見舞金費用(初期対応費用) ・管理財物補償 ・人格権侵害補償 <園児団体傷害> ・死亡、後遺障害 ・入院 ・通院 ・0-157 等特定感染症補償
保険金額	<園賠償責任> ・施設、エレベーター 対人：1 名・1 事故 10 億円 対物：1 事故 1,000 万円 ・生産物 対人：1 名・1 事故 10 億円(保険期間中 10 億円) 対物：1 事故・保険期間中 1,000 万円 ・見舞金費用(初期対応費用) 見舞金費用 1 名 10 万円(但し、園児死亡の場合 1 名 100 万円) 初期対応費用 1 事故 10 万円 上記共通 1 事故 1,000 万円 ・管理財物補償 1 事故 100 万円 ・人格権侵害補償 1 名 50 万円 1 事故 1,000 万円 <園児団体傷害> ・死亡、後遺障害 277 万円 ・入院(1 日あたり)3,000 円 ・通院(1 日あたり)2,000 円 ・0-157 等特定感染症補償 有り

(19) 個人情報の取り扱い

- ・当園の職員は、業務上知り得た利用子ども及び支給認定保護者の秘密を保持する。
- ・個人情報、守秘義務を徹底し、流出しないよう十分留意して適切に取り扱う。
- ・提出して頂く書類に関しては、日々の保育以外の目的に使用しない。ただし、避難時や園外保育などで緊急連絡用として、自宅住所、電話番号を持ち出す場合は、取扱いには十分注意する。
- ・行事などで写真やビデオ撮影される保護者様に、他のお子さんの映像について、その扱いには十分ご配慮いただくようお願いする。
- ・保育や行事の写真をお便りやHPに載せる場合、お子さんの写真の掲示を希望されない保護者様にあらかじめお伝えいただくようお願いする。

(20) 連携施設

連携施設の名称	福山市立伊勢丘こども園
連携施設の種類	幼保連携型認定こども園
連携協力の概要	☒ 保育内容の支援（相談・助言） ☐ 給食に関する支援 ☐ 嘱託医（健康診断） ☐ 園庭の開放 ☐ 合同保育 ☐ 代替保育の提供 ☒ 卒園後の受け皿の設定

連携施設の名称	認定こども園サムエル幼稚園
連携施設の種類	幼保連携型認定こども園
連携協力の概要	☒ 保育内容の支援 ☐ 給食に関する支援 ☐ 嘱託医（健康診断） ☐ 園庭の開放 ☐ 合同保育 ☐ 代替保育の提供 ☒ 卒園後の受け皿の設定

令和 7 年度 施設事業計画書

＜児童福祉サービス部門＞

「はかた愛育保育園」

・認可保育所



社会福祉法人 恵泉福社会

<児童福祉サービス部門>

5) はかた愛育保育園 <福岡県福岡市博多区博多駅南三丁目7番12号>

・認可保育所 認可定員 120 名(利用定員 120 名)

(1) 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 恵泉福社会
事業者の所在地	広島県尾道市平原三丁目1番15号
事業者の連絡先	TEL 0848-29-5663
代表者氏名	理事長 狩野 牧人

(2) 保育園の概要

種別	認可保育園						
名称	はかた愛育保育園						
所在地	福岡県福岡市博多区博多駅南三丁目7番13号						
連絡先	TEL 092-409-4771 FAX 092-409-4773						
園長氏名	藤野 忍						
開設年月日	平成31年4月1日						
利用定員(認可定員) 弾力定員(最大受入人数)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
	19人	19人	19人	21人	21人	21人	120人
	19人	24人	25人	25人	25人	25人	143人
当園の基本理念・方針	【運営方針】 ・一人ひとりの子どもを大切にする保育を行います。 ・目に見えないものを大切にする保育を行います。 ・生きる力の基礎を育む保育を行います。 <保育理念> 優しく愛のある雰囲気の中で、子どもの心や身体の成長を育む保育を行います。 <保育方針> ・一人ひとりの子どもの気持ちに寄り添い、子どもの思いを受け止め、心を育てる保育を目指します。 ・子どもも保護者も安心して保育園生活が送られるように安全な環境を用意します。 ・保護者の思いを汲みながら、家庭と一体となり、子どもの健全な心身の発達を図ります。 ・地域に於ける子育て支援に取り組み、社会的役割を果たします。						

(3) 運営規程の概要

施設・事業の目的	社会福祉法人 恵泉福祉会が設置する「はかた愛育保育園」(以下「当園」という)が認可保育園として行う保育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。
運営の方針	当園に於ける保育は、乳幼児期の特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して行うことを基本とし、家庭や地域での生活を含め、園児の生活全体が、豊かなものになるよう努めるものとする。

(4) 施設の概要

敷地	敷地全体	① 397.39 m ² +② 286.76 m ² =684.15 m ²
	園庭	地上園庭 21.01 m ²
		屋上園庭 315.98 m ² 代替場所
園舎	構造	① 鉄筋コンクリート造・陸屋根 3 階建 ② 鉄筋コンクリート造・陸屋根 4 階建
	延べ	① 494.14 m ² +② 652.34 m ² =1,146.48 m ²

(5) 主な設備の概要

設 備	部屋数	面 積	計
乳児室 (0 歳児)	3 室	65.82 m ²	8 室 353.58 m ²
ほふく室 (1 歳児)	1 室	83.21 m ²	
保育室 (2 歳児)	1 室	51.24 m ²	
保育室 (3 歳児)	1 室	50.80 m ²	
保育室 (4 歳児)	1 室	50.42 m ²	
保育室 (5 歳児)	1 室	52.09 m ²	

(6) 職員体制 令和 7 年 4 月 1 日 現在 (120 人定員に対する職員予定配置数)

職種	人数	常勤	非常勤	備考
園長	1 人	1 人		
主任保育士	1 人	1 人		*産休中
保育士	23 人	18 人	5 人	*非常勤 1 人は保育支援員
調理員	4 人	4 人		*1 人は栄養士・1 人は産休中
事務員	1 人		1 人	

(7) 開所日・開所時間及び休所日

開所日	月曜日から土曜日まで	
開所時間	保育標準時間	午前 7 時 00 分 ～ 午後 6 時 00 分 (11 時間)
	保育短時間	午後 8 時 30 分 ～ 午後 4 時 30 分 (8 時間)
延長保育時間	保育標準時間	午後 6 時 00 分 ～ 午後 8 時 00 分
	保育短時間	午前 7 時 00 分 ～ 午前 8 時 30 分
		午後 4 時 30 分 ～ 午後 8 時 00 分
休所日	日曜日・祝日・年末年始 (12/29～1/3)	

(8) 保護者の負担について

月額保育料：福岡市が定める保育料（金融機関による口座振替）	
実費徴収	：保育料の他に必要な実費（指定する金融機関による口座振替）
	（毎 月）主食費・絵本代・布団乾燥代・延長保育料 ☆別表 1
	（入園時）用品代 ☆別表 2
	制服代 ☆別表 3
	※進級時には、補充が必要です。
	：一時保育に係る利用料（当園に直接納入） ☆別表 4

(9) 提供する保育の内容

当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針(平成 30 年告示)及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供する。通常提供する保育のほかに、以下の保育を行う。 (1) 延長保育 (2) その他保育に係る行事等 (3) 障がい児保育・・・集団保育が可能な障がいや発達の遅れがあるこどもを対象とした保育を行う。 (4) 一時保育・・・生後 6 ヶ月を超える就学前児童を対象とし、一時的に家庭での保育が困難になる保護者のために一時保育を実施する。週 3 日以内、もしくは連続 14 日以内の範囲で利用できる。
--

※延長保育（月極）・障がい児保育・一時保育を利用する場合は、事前の申請が必要です。

(10) 年間行事予定

★マークは、保護者参加の行事です。

月	行 事 内 容
4 月	★入園、始まりの式、★歓迎遠足、健康診断(尿検査含む)、歯科健診
5 月	かぶとまつり、★個人懇談
6 月	衣替え、虫歯予防デー、★ファミリーデー参観、マリンワールド遠足
7 月	七夕まつり、プール開き、わくわく保育、交通安全教室
8 月	★夏まつり
9 月	★あれあいデー参観
10 月	健康診断、★運動会、芋ほり遠足
11 月	衣替え、お店屋さんごっこ、消防署見学
12 月	クリスマス会
1 月	新年の集い
2 月	豆まき、★発表会
3 月	ひなまつり、お別れ会、★保育参観、★卒園式、終わりの式

※発育測定、避難訓練、お誕生会は毎月行います。 ※予定が変更になる場合もあります。

(11) 利用の開始及び終了に関する事項

利用者の内定	市の利用調整（選考）による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	・「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市が利用を取り消したとき ・保護者から当園利用の取消しの申出があったとき ・利用継続が不可能であると市が認めたとき ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

(12) 利用に当たっての留意事項

登園について	・登園時間（～9時） ・毎朝、保護者は健康観察票の記入をお願いします。 ・欠席や遅刻する場合は、9時までに園に連絡してください。 ・お子様の受け入れは、玄関にて行います。 ・お子様の様子や連絡事項は、連絡帳にてお知らせください。
降園について	・降園予定時刻の変更は、必ず園に連絡を入れてください。 ・保護者以外のお迎えは、ご遠慮ください。保護者以外のお迎えの場合は、保護者が必ず園に連絡してください。

制服・用品について	・0～2 歳児（私服）・3～5 歳児（制服）となります。 ・持ち物全てに名前の記入をお願いします。 ・外靴は、足のサイズにあった運動靴をお願いします。 ※ブーツ・サンダル不可 ・0～2 歳児（紙オムツ・手拭きタオル・食事用エプロン） 2～5 歳児（コップ・水筒）を各家庭で準備してください。
身体について	・毎朝検温をし、健康状態のチェックをお願いします。発熱、下痢、感染症などの症状がある場合は、登園を控えてください。 ・感染症が治癒した際には、登園届（保護者記入）を提出の上、登園をお願いします。※感染症により、医師による意見書が必要 ・原則として、38 度以上発熱したり、下痢が続いたりする場合は、連絡を入れますので、早めのお迎えをお願いします。 ・原則として、園での与薬はしません。与薬が必要な場合は、連絡票（保護者記入）と与薬情報書（医師記入）を薬と合わせて提出してください。薬は、医師が処方したものに限ります。 ・予防接種後の登園は、なるべく避けてください。 ・毎週月曜日は、「衛生チェックの日」です。爪や髪、身体などいつも清潔にしておきましょう。
給食について	・園の給食は、園児の活動の源となる大切なものであり、子ども達の健やかな成長には欠かすことのできない重要なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。 ・一人ひとりの発達に合わせた離乳食を提供するために、食事状況書（保護者記入）で確認し、保育士と栄養士で進めていきます。 ・食物アレルギーなどで食事制限のあるお子様は、医師による診断書・指示書を提出していただき、お子様の症状に合わせた除去食・代替食を実施します。対応できない場合もありますので、個別にご相談ください。
駐車場について	・園には 4 台分の駐車スペースしかありません。できるだけ、公共交通機関の利用をお願いします。 ・駐車する場合は、十分に前後方を確認し、お子様と手をつなぎ、速やかに送迎をお願いいたします。周辺道路は狭く、地域の皆様にご迷惑がかからないようにしましょう。 ・駐輪スペースは、送迎時のみ使用できます。 (ベビーカーも同じ)

（１３）嘱託医（内科）

医療機関の名称	博多駅南とくながクリニック
医院長名	徳永 昌樹
所在地	福岡市博多区博多駅南三丁目 18 番 2 号
電話番号	092-432-1097

（歯科）

医療機関の名称	加茂歯科医院
医院長名	加茂 公平
所在地	福岡市博多区博多駅南三丁目 5 番 12 号
電話番号	092-431-7459

(14) 緊急時における対応方法

- 1 当園は、保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに保護者に連絡をするとともに、嘱託医、協力医又は、子どもの主治医に相談する等の措置を講ずる。
- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、市担当課及び保護者に連絡をするとともに、必要な措置を講ずる。
- 3 当園は、事故が発生した場合、事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための措置を講ずる。
- 4 子どもに対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

【管轄する消防署】

消防署名	博多消防署
所在地	福岡市博多区博多駅前四丁目 19 番 7 号
電話番号	092-475-0119

【管轄する警察署】

警察署名	博多警察署
所在地	福岡市博多区博多駅前二丁目 8 番 24 号
電話番号	092-412-0110

(15) 非常災害対策

避難訓練	年 12 回
防災設備	消火器、火災報知器、避難誘導灯
避難場所	春住公民館
緊急時の連絡手段	一斉メール及び電話連絡

(16) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	主 任：野中 亜紗実（産休中） / （代）副主任保育士
相談・苦情解決責任者	園 長：藤野 忍
対応方法	1 当園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講ずる。 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。 3 当園は、苦情に関し、市から求められた場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。 4 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(17) 賠償責任保険の加入状況

園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険、傷害保険
保険の内容	①ほいくのほけん(全私保連団体契約)／東京海上日動(引受保険会社) ☆大型セットプラン(0-157 等特定感染症補償コース) ②日本スポーツ振興センター＜各自任意加入＞

(18) 個人情報の取り扱い

- ・当園の職員は、業務上知り得た子ども及び保護者の秘密を保持する。
- ・個人情報は、守秘義務を徹底し、流出しないよう十分留意して適切に取り扱う。
- ・提出して頂く書類に関しては、日々の保育以外の目的に使用しない。ただし、避難時や園外保育などで緊急連絡用として、自宅住所、電話番号を持ち出す場合は、取扱いには十分注意する。
- ・行事などで写真やビデオ撮影される保護者様に、他の子どもの映像について、その扱いには十分ご配慮いただくようお願いする。
- ・保育や行事の写真をお便りやHPに載せる場合、子どもの写真の掲示を希望されない保護者にあらかじめお伝えいただくようお願いする。

☆別表 1

主食費	3～5 歳児の給食費 ※尚、0～2 歳児の給食費は、保育料に含む。	5,500 円/月 主食費:1,000 円/副食費:4,500 円
月刊絵本代	全園児（毎月）	0 歳児 400 円/月 1 歳児 450 円/月 2 歳児 430 円/月 3 歳児 450 円/月 4 歳児 480 円/月 5 歳児 480 円/月
布団乾燥代	業者による布団乾燥を月に 1 回行う。 0～4 歳児（毎月）、5 歳児（4 月～12 月までの間） ※尚、6～10 月は敷布団のみ行う。	616 円/月 （6 月～10 月） 308 円/月
延長保育料	（保育標準時間）月曜～土曜 18：00～20：00	月極（1 時間）4,000 円/月 （2 時間）8,000 円/月 単発（30 分毎） 500 円/回
	（保育短時間）月曜～土曜 7：00～8：30、16：30～18：00、18:00～20:00	単発（30 分毎） 500 円/回

☆別表 2

用 品	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
カラー帽子	920 円	920 円	920 円	920 円	920 円	920 円
お便りケース	310 円	310 円	310 円	310 円	310 円	310 円
誕生カード	230 円	230 円	230 円	230 円	230 円	230 円
クレパス			630 円	630 円	630 円	630 円
はさみ			400 円	400 円	400 円	400 円
のり			220 円	220 円	220 円	220 円
粘土			440 円	440 円	440 円	440 円
粘土ケース			245 円	245 円	245 円	245 円
粘土版			455 円	455 円	455 円	455 円
名札				110 円	110 円	110 円
出席ノート				430 円	430 円	430 円
出席シール				300 円	300 円	300 円
自由画帳				260 円	260 円	260 円
絵の具					1,000 円	1,000 円
マーカー					1,310 円	1,310 円
ワーク					360 円	430 円
通園カバン	3,750 円	3,750 円	3,750 円	3,750 円	3,750 円	3,750 円
合 計	5,210 円	5,210 円	7,600 円	8,700 円	11,370 円	11,440 円

※進級時には、補充が必要です。

☆別表 3

制 服	3～5 歳児
スモック	1,670 円
体操服（半袖）	2,800 円
体操服（長袖）	2,880 円
体操ズボン	2,250 円
上靴	1,050 円
合 計	10,650 円

☆別表 4

一時保育利用児	利用時間	利用料
0 歳児（生後 6 ヶ月） ～2 歳児	一日（午前 9 時～午後 5 時）	2,500 円/回
	半日（午前 9 時～午後 1 時） （午後 1 時～午後 5 時）	1,250 円/回
3 歳児～5 歳児	一日（午前 9 時～午後 5 時）	2,000 円/回
	半日（午前 9 時～午前 1 時） （午後 1 時～午後 5 時）	1,000 円/回

※給食費・おやつ代は利用料に含まれます。

※体操服・ズボンの枚数により、合計金額が変わります。

令和 7 年度 施設事業計画書

＜児童福祉サービス部門＞

「ふくやま愛育保育園」

・小規模保育事業A型



社会福祉法人 恵泉福社会

＜児童福祉サービス部門＞

6) ふくやま愛育保育園 ＜広島県福山市新涯町三丁目 31 番 22 号＞

・小規模保育園(A型) 認可定員 19 名(利用定員 19 名)

1. 事業所の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人 恵泉福祉会
事業者の所在地	広島県尾道市平原三丁目 1 番 15 号
事業者の連絡先	TEL 0848-29-5663
代表者氏名	理事長 狩野 牧人

(2) 事業所の概要

種別	地域型保育事業所（小規模保育 A 型）				
名称	ふくやま愛育保育園				
所在地	広島県福山市新涯町三丁目 31 番 22 号				
連絡先	(電話番号) 084-999-6121 (FAX 番号) 084-999-6123				
園長又は説明者氏名	園長 貞利 仁美				
開設年月日	令和 2 年 4 月 1 日				
認可定員	(3 号)	0 歳児	1 歳児	2 歳児	合計
利用定員		6 人	6 人	7 人	19 人
当園の基本理念・方針	【運営方針】 - 一人ひとりの子どもを大切にする保育を行います。 - 目に見えないものを大切にする保育を行います。 - 生きる力の基礎を育む保育を行います。 ＜保育理念＞ 優しく愛のある雰囲気の中で、子どもの心や身体の成長を育む教育・保育を行います。 ＜保育方針＞ - 一人ひとりの子どもの気持ちに寄り添い、子どもの思いを受け止め、心を育てる教育・保育を目指します。 - 子どもも保護者も安心して保育園生活が送れるように安全な環境を用意します。 - 保護者の思いを汲みながら、家庭と一体となり、子どもの健全な心身の発達を図ります。 - 地域に於ける子育て支援に取り組み、社会的役割を果たします。				

(3) 運営規程の概要

施設・事業の目的	社会福祉法人 恵泉福祉会が設置する「ふくやま愛育保育園」(以下「当園」という。)が小規模保育事業 A 型として行う保育・教育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する満 3 歳未満の子どもに対し、適正な保育・教育を提供することを目的とする。
運営の方針	当園に於ける保育・教育は、乳幼児期の特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して行うことを基本とし、家庭や地域での生活を含め、園児の生活全体が、豊かなものになるよう努めるものとする。

(4) 施設の概要

敷地	敷地全体	369.96 m ²
	園庭	27.48 m ²
園舎	構造	鉄骨造・1 階建の 1 階
	延べ	114.00 m ²

(5) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	20.14 m ²
ほふく室	1 室	20.53 m ²
保育室	1 室	14.31 m ²

(6) 職員体制 (令和 7 年 4 月 1 日 現在)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
保育士	8 人	6 人	2 人	園長を含む。
調理員	2 人	人	2 人	

(7) 利用定員ごとの特定地域型保育の提供する曜日等

【3号認定子ども (保育認定)】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで		
保育時間	保育標準時間	午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分 (11 時間)	
	保育短時間	午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分 (8 時間)	
延長保育	保育標準時間	朝: 時～ 時	
		夕: 18 時 30 分～19 時 00 分	
	保育短時間	朝: 7 時 30 分～ 8 時 30 分	
		夕: 16 時 30 分～19 時 00 分	

開所時間	月～金曜日	午前 7 時 30 分～午後 7 時 00 分
	土曜日	午前 7 時 30 分～午後 7 時 00 分
休業日	日曜日・祝日	

(8) 利用料等

利用者負担 (月額保育料)	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担 (保育料)		
実費徴収	延長保育費 (3 号保育基準) * (通常利用・0 歳/生後 6 ヶ月～)	延長保育に係る費用 (1 ヶ月当たり/10 日以上) (月曜～土曜/18:30～19:00)	1,500 円/月
	延長保育費 (3 号保育基準) * (一時利用/臨時・0 歳/生後 6 ヶ月～)	延長保育に係る費用 (1 回当たり/30 分) (月曜～土曜/18:30～19:00)	150 円/回 (30 分)
	朝①延長保育費 (3 号保育短時) * (通常・一時利用・0 歳/生後 6 ヶ月～)	朝延長保育に係る費用 (利用回数定め無し) (月曜～土曜/ 7:30～8:30)	無料 (60 分)
	夕②延長保育費 (3 号保育短時) * (通常利用・0 歳/生後 6 ヶ月～)	夕①延長保育に係る費用 (1 ヶ月当たり/10 日以上) (月曜～土曜/ 16:30～18:30)	3,000 円/月
	夕②延長保育費 (3 号保育短時) * (一時利用/臨時・0 歳/生後 6 ヶ月～)	夕①延長保育に係る費用 (1 回当たり 120 分) (月曜～土曜/ 16:30～18:30)	300 円/回 (120 分)
	夕③延長保育費 (3 号保育短時) * (通常利用・0 歳/生後 6 ヶ月～)	夕②延長保育に係る費用 (1 ヶ月当たり/10 日以上) (月曜～土曜/ 18:30～19:00)	1,500 円/月
	夕③延長保育費 (3 号保育短時) * (一時利用/臨時・0 歳/生後 6 ヶ月～)	夕②延長保育に係る費用 (1 回当たり/30 分) (月曜～土曜/ 18:30～19:00)	150 円/回 (30 分)
	入園時 (新学期) 等購入用品 (備品等)・ 0 歳児:1,800 円 1～2 歳児 1,830 円	0 歳/連絡帳:190 円 0～2 歳/カラー帽子:1,000 円、誕生日カード:300 円、連絡帳袋 310 円、卒園アルバム (年度末に決定) 1～2 歳/連絡帳:220 円	1,800 円 ～ 1,830 円/ 合計
	保険料 (日本スポーツ振興センター)	保育中や登降園時の事故が対象となり医療機関で治療を要した場合 (医療保険の 10 割分が 5,000 円以上) の給付制度	315 円/年
	月刊絵本代	0 歳 460 円 1 歳 460 円 2 歳 430 円	毎月
	その他	各行事に係る材料費等	その都度

(9) 支払方法

現金又は当園が指定する金融機関による引落とし

(10) 提供する特定地域型保育の内容

当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針 (平成 20 年告示) 及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供する。

通常提供する保育・教育のほかに、以下の保育・教育を行う。

(1) 延長保育

実施曜日 月曜日～土曜日 (祝祭日を除く。)

実施時間 標準時間 (7:30～18:30) の場合は、18:30～19:00 まで

短時間 (8:30～16:30) の場合は、7:30～8:30 と 16:30～19:00 まで

(2) その他保育・教育に係る行事等

(1 1) 年間行事予定 ★マークは、保護者参加行事です。

月	行事内容
4 月	入園・進級式
5 月	内科検診、★個人懇談
6 月	歯科健診、★参観日
7 月	七夕まつり、プール遊び
8 月	プール遊び、なつまつり
9 月	お月見会
10 月	運動会ごっこ、秋の遠足、ハロウィンごっこ、内科検診
11 月	歯科検診、★個人懇談
12 月	クリスマス会
1 月	はつもうで、獅子舞ごっこ
2 月	豆まき、★参観日
3 月	ひなまつり、お別れ会、★卒園式

※身長体重測定、避難訓練、お誕生日会は毎月行います。※予定が変更になる場合もあります。

(1 2) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【3号認定子ども（保育認定）】

利用者の内定	市の利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	・「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき。 ・保護者から当事業所利用の取消しの申出があったとき ・利用継続が不可能であると市が認めたとき ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

(1 3) 嘱託医

医療機関の名称	坂本眼科小児科クリニック
医院長名	坂本 明子
所在地	広島県福山市大門町一丁目 40 番 12 号
電話番号	084-946-6656

(1 4) 嘱託歯科医

医療機関の名称	医療法人社団碧雄会おきとう歯科クリニック
医院長名	沖藤 泰隆

所在地	広島県福山市神辺町新徳田 3-495
電話番号	084-962-5511

(15) 緊急時における対応方法

1 当園は、保育・教育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡をするとともに、嘱託医、協力医又は、利用子どもの主治医に相談する等の措置を講ずる。 2 保育・教育の提供により事故が発生した場合は、市町村担当課及び支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。 3 当園は、事故が発生した場合、事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための措置を講ずる。 4 利用子どもに対する保育・教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

【管轄する消防署】

消防署名	福山南消防署
所在地	広島県福山市沖野上町五丁目 13-8
電話番号	084-928-1200

【管轄する警察署】

警察署名	福山東警察署
所在地	広島県福山市三吉町南二丁目 5-31
電話番号	084-927-0110

(16) 非常災害対策

避難訓練	年 12 回
防災設備	消火器、火災報知器、避難誘導灯
避難場所	新涯小学校
緊急時の連絡手段	一斉メール及び電話連絡

(17) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	副主任保育士
相談・苦情解決責任者	園 長

【要望・苦情等への対応方法】

- 1 当園は、支給認定保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者等苦情受付の窓口を設置し、支給認定保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講ずる。
- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
- 3 当園は、苦情に関し、市町村から求められた場合は、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

（１８）賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険、傷害保険
保険の内容	①ほいくのほけん(全私保連団体契約)／東京海上日動(引受保険会社) ☆大型セットプラン(0-157 等特定感染症補償コース) ②日本スポーツ振興センター＜各自任意加入＞

（１９）個人情報の取り扱い

- ・当園の職員は、業務上知り得た利用子ども及び支給認定保護者の秘密を保持する。
- ・個人情報、守秘義務を徹底し、流出しないよう十分留意して適切に取り扱う。
- ・提出して頂く書類に関しては、日々の保育以外の目的に使用しない。ただし、避難時や園外保育などで緊急連絡用として、自宅住所、電話番号を持ち出す場合は、取扱いには十分注意する。
- ・行事などで写真やビデオ撮影される保護者様に、他のお子さんの映像について、その扱いには十分ご配慮いただくようお願いする。
- ・保育や行事の写真をお便りやＨＰに載せる場合、お子さんの写真の掲示を希望されない保護者様にあらかじめお伝えいただくようお願いする。

（２０）連携施設

連携施設の名称	福山市立 川口保育所 及び 多治米保育所
連携施設の種類	公立保育所
連携協力の概要	■ 保育内容の支援 ☐ 給食に関する支援 ☐ 嘱託医（健康診断） ☐ 園庭の開放 ■ 合同保育 ☐ 代替保育の提供 ■ 卒園後の受け皿の設定

令和 7 年度 施設事業計画書

＜児童福祉サービス部門＞

「よどがわ愛育保育園」

・認可保育所



社会福祉法人 恵泉福祉会

<児童福祉サービス部門>

7) よどがわ愛育保育園 <大阪府大阪市淀川区東三国4丁目25番10号>

・認可保育所 認可定員 129 名(面積基準緩和一部適用)(利用定員 100 名)

(1) 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 恵泉福社会
事業者の所在地	広島県尾道市平原三丁目1番15号
事業者の連絡先	TEL 0848-29-5663
代表者氏名	理事長 狩野 牧人
定款の目的に定めた事業	第二種社会福祉事業 / 保育所の経営

(2) 保育園の概要

種別	認可保育園						
名称	よどがわ愛育保育園						
所在地	大阪府大阪市淀川区東三国4丁目25番10号						
連絡先	TEL : 06-6398-7551 FAX : 06-6398-7559						
園長氏名	内藤 紅丹子						
開設年月日	令和 3 年 4 月 1 日						
認可定員	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
	9 人	19 人	24 人	25 人	26 人	26 人	129 人
当園の基本理念・方針	<保育理念> 優しく愛のある雰囲気の中で、子どもの心や身体の成長を育む保育を行います。 <保育方針> ・一人ひとりの子どもの気持ちに寄り添い、子どもの思いを受け止め、心を育てる保育を目指します。 ・子どもも保護者も安心して保育園生活を送れるように安全な環境を用意します。 ・保護者の思いを汲みながら、家庭と一体となり、子どもの健全な心身の発達を図ります。 ・地域に於ける子育て支援に取り組み、社会的役割を果たします。 <保育目標> ・一人ひとりの子どもを大切にする保育を行います。 ・目に見えないものを大切にする保育を行います。 ・生きる力の基礎を育む保育を行います。						

(3) 運営規程の概要

施設・事業の 目的	社会福祉法人 恵泉福祉会が設置する「よどがわ愛育保育園」(以下「当園」という)が認可保育園として行う保育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。
基本的な考え方	当園に於ける保育は、「健やかでたくましい心と体を育てる。」、「基本的な生活習慣を育てる。」、「人と自然を愛する人間性を育てる。」、「創造的な思考力と豊かな表現力を育てる。」を基本に、無限の可能性を秘を秘めた子ども達一人ひとりの自己教育力、自立に向かう心を正しく導きながら、子ども達の世界を温かく見守り、健全な子どもの成長を応援致します。

(4) 施設の概要

敷地	敷地全体	331.24 m ²
	園庭	地上園庭 54.76 m ²
		テラス園庭 78.57 m ²
		屋上園庭 179.67 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造・陸屋根 4 階建
	延べ	720.60 m ²

(5) 主な設備の概要

設 備	部屋数	面 積	計
乳児室 (0 歳児)	1 室	49.70 m ²	6 室 294.34 m ²
ほふく室 (1 歳児)	1 室	65.34 m ²	
保育室 (2 歳児)	1 室	46.41 m ²	
保育室 (3・4・5 歳児)	3 室	132.89 m ²	

(6) 職員体制 令和 7 年 4 月 1 日 現在

職種	人数	常勤	非常勤	備考
園長	1 人	1 人		
主任保育士	1 人	1 人		
保育士	19 人	10 人	9 人	子育て支援員 2 人含む
看護師等	1 人		1 人	
調理員	—	—	—	*給食業務は外部委託業者により職員配置
事務員	(1 人)		(1 人)	*子育て支援員 1 人兼務

(7) 開所日・開所時間及び休所日

開所日	月曜日から土曜日まで	
開所時間	保育標準時間	午前 7 時 00 分 ～ 午後 6 時 00 分 (11 時間)
	保育短時間	午後 8 時 30 分 ～ 午後 4 時 30 分 (8 時間)
延長保育時間	保育標準時間	午後 6 時 00 分 ～ 午後 7 時 00 分
	保育短時間	午前 7 時 00 分 ～ 午前 8 時 30 分
		午後 4 時 30 分 ～ 午後 7 時 00 分
休所日	日曜日・祝日・年末年始 (12/29～1/3)	

(8) 保護者の負担について

月額保育料：大阪市が定める保育料（金融機関による口座振替）	
実費徴収	：保育料の他に必要な実費（指定する金融機関による口座振替） （毎 月）主食費・絵本代・延長保育料・（布団リース代） （入園時）用品代 制服代 ※進級時には、補充が必要です。
	☆別表 1
	☆別表 2
	☆別表 3

(9) 提供する保育の内容

当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針(平成 30 年告示)及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供する。通常提供する保育のほかに、以下の保育を行う。 (1) 延長保育 (2) その他保育に係る行事等 (3) 障がい児保育・・・集団保育が可能な障がいや発達の遅れがあるこどもを対象とした保育を行う。

※延長保育（月極）・障がい児保育を利用する場合は、事前の申請が必要です。

(10) 年間行事予定

★マークは、保護者参加の行事です。

月	行 事 内 容
4 月	★入園式
5 月	こどもの日の集い ★個人懇談
6 月	歯科健診 ★運動会 定期健康診断（内科検診） ★保育参観（0、1 歳児）
7 月	七夕のつどい プール開き お泊り会（5 歳児）
8 月	夏祭りごっこ
9 月	プール終い
10 月	遠足（幼児クラス）
11 月	定期健康診断（内科検診）
12 月	クリスマス会 ★生活発表会 ★英語参観（3～5 歳児） ★保育参観（0、1 歳児）
1 月	新年のつどい おもちつき
2 月	節分 個人懇談（希望者）
3 月	ひなまつり お別れ会 ★卒園式

※発育測定、消火・避難訓練、お誕生会は毎月行います。※予定が変更になる場合もあります。

(11) 利用の開始及び終了に関する事項

利用者の内定	区の利用調整（選考）による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	・「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、区が利用を取り消したとき ・保護者から当園利用の取消しの申出があったとき ・利用継続が不可能であると区が認めたとき ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

(12) 利用に当たっての留意事項

登園について	・登園時間（～9時）。欠席される場合、また9時までに登園ができない時は、必ずコドモンにて連絡してください。9時までに連絡がない場合、こちらから連絡させていただくことがあります。 ・毎朝、保護者は健康観察票の記入をお願いします。 ・欠席や遅刻する場合は、9時までに園に連絡してください。 ・お子様の受け入れは、玄関にて行います。 ・お子様の様子や連絡事項は、連絡帳にてお知らせください。
降園について	・降園予定時刻の変更は、必ず園に連絡を入れてください。 ・保護者以外のお迎えは、ご遠慮ください。保護者以外のお迎えの場合は、保護者が必ず園に連絡してください。
制服・用品について	・0～2歳児（私服）・3～5歳児（制服）となります。 ・持ち物全てに名前の記入をお願いします。 ・外靴は、足のサイズにあった運動靴をお願いします。 ※ブーツ・サンダル不可 ・0～2歳児（紙オムツ・手拭きタオル・食事用エプロン） 2～5歳児（コップ・歯ブラシ・水筒）を各家庭で準備してください。
身体について	・毎朝検温をし、健康状態のチェックをお願いします。発熱、下痢、感染症などの症状がある場合は、登園を控えてください。 ・感染症が治癒した際には、登園届（保護者記入）を提出の上、登園をお願いします。 ・原則として、37.5度以上発熱や下痢が続くなどのお子様の体調が優れない場合は、連絡を入れますので、早め(1時間以内)のお迎えをお願いします。 ・原則として、園での与薬はしません。やむを得ず与薬が必要な場合は、与薬依頼書（保護者記入）と与薬情報書（医師記入）を薬と合わせて提出してください。薬は、医師が処方したものに限りです。 ・予防接種後の当日は、登園をお控えください。
給食について	・給食は、㈱一富士フードサービスに委託しています。 ・給食は、園児の活動の源となる大切なものであり、子ども達の健やかな成長には欠かすことのできない重要なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。 ・一人ひとりの発達に合わせた離乳食を提供するために、食事状況書(保護者記入)で確認し、保育士と調理員等で進めていきます。 ・食物アレルギーなどで食事制限のあるお子様は、医師による診断書・指示書を提出していただき、お子様の症状に合わせた除去食・代替食を実施します。対応できない場合もありますので、個別にご相談ください。
駐車場について	・園には送迎車輛の駐車スペースはありません。公共交通機関の利用による徒歩、自転車等にてお願いします。 ・車輛にて送迎される場合は、近隣の駐車場を各自で確保され、狭い周辺道路に留意し、地域の皆様にご迷惑がかからないよう、お願いします。 ・駐輪スペースは、送迎時のみ使用できます。 (ベビーカーも同じ)

(13) 嘱託医 (内科)

医療機関の名称	医療法人 はるなクリニック
医院長名(担当医名)	副院長 春名 令子
所在地	大阪市淀川区西三国 1 丁目 3 番 13 コアウイング青山 202 号室
電話番号	06-4807-5130

(歯科)

医療機関の名称	新大阪デンタルクリニック
医院長名(担当医名)	院長 川上 雅成
所在地	大阪市淀川区東三国 2 丁目 22 番 6 号 シャンティマサノ A
電話番号	06-6395-9295

(14) 緊急時における対応方法

1 当園は、保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに保護者に連絡をするとともに、嘱託医、協力医又は、子どもの主治医に相談する等の措置を講ずる。
2 保育の提供により事故が発生した場合は、市担当課及び保護者に連絡をするとともに、必要な措置を講ずる。
3 当園は、事故が発生した場合、事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための措置を講ずる。
4 子どもに対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

【管轄する消防署】

消防署名	淀川消防署
所在地	大阪市淀川区木川東 4 丁目 10 番 12 号
電話番号	06-6308-0119

【管轄する警察署】

警察署名	淀川警察署
所在地	大阪市淀川区十三本町 3 丁目 7 番 27 号
電話番号	06-6305-1234

(15) 非常災害対策

避難訓練	年 12 回
防災設備	消火器、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報設備(非常ベル)、避難誘導灯
避難場所	一時避難場所:東三国西公園 / 災害避難場所:東三国小学校
緊急時の連絡手段	一斉メール及び電話連絡

(16) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	主 任
相談・苦情解決責任者	園 長
対応方法	1 当園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講ずる。 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。 3 当園は、苦情に関し、市から求められた場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。 4 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(17) 賠償責任保険の加入状況

園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険、傷害保険
保険の内容	①ほいくのほけん(全私保連団体契約)／東京海上日動(引受保険会社) ☆大型セットプラン(0-157 等特定感染症補償コース) ②日本スポーツ振興センター<各自任意加入>

(18) 個人情報の取り扱い

・当園の職員は、業務上知り得た子ども及び保護者の秘密を保持する。 ・個人情報は、守秘義務を徹底し、流出しないよう十分留意して適切に取り扱う。 ・提出して頂く書類に関しては、日々の保育以外の目的に使用しない。ただし、避難時や園外保育などで緊急連絡用として、自宅住所、電話番号を持ち出す場合は、取扱いには十分注意する。 ・行事などで写真やビデオ撮影される保護者様に、他の子どもの映像について、その扱いには十分ご配慮いただくようお願いする。 ・保育や行事の写真をお便りに使用することがあります。また、HPに掲載する場合は、事前に承諾書を得て使用いたします。

(20) 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	令和6年度受審	
自己評価の実施状況	毎年度実施	

(21) 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表公示された旨なし（ある場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）

(22) 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動 政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の園関係者に対する宗教活動、政治および営利活動はご遠慮ください。

☆別表 1

給食費	主食費：3 歳以上児クラス(3～5 歳児の主食費/主食の提供に係る費用)	1,700 円/月	6,500 円/月
	副食費：3 歳以上児クラス(3～5 歳児の副食費/副食の提供に係る費用) ＊尚、国制度等による副食費徴収免除対象児童を除く。	4,800 円/月	
月刊絵本代	全園児（毎月）	0 歳児 各年齢 1 歳児 500 円前後/月 2 歳児 決定したら 3 歳児 お知らせします 4 歳児 5 歳児	
布団代	布団は各ご家庭でご準備いただきますが、布団のリースもご利用できます	リース料金 1,300 円/月	
延長保育料	(保育標準時間) 月曜～土曜 18：00～19：00	月極（1 時間）8,000 円/月 月極（30 分）4,000 円/月 単発 400 円/30 分	
	(保育短時間) 月曜～土曜 16：30～19:00	単発 400 円/30 分	

☆別表 2

用 品	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
通園カバン	3,750 円	3,750 円	3,750 円	3,750 円	3,750 円	3,750 円
カラー帽子	1,364 円	1,364 円	1,364 円	1,364 円	1,364 円	1,364 円
色画用紙		300 円	300 円	300 円	300 円	300 円
出席カード					430 円	430 円
出席シール					310 円	310 円
はさみ				550 円	550 円	550 円
のり				200 円	200 円	200 円
のり補充用*1				110 円	110 円	110 円
粘土				410 円	410 円	410 円
粘土ケース				360 円	360 円	360 円
粘土ペラ				290 円	290 円	290 円
粘土板				485 円	485 円	485 円
クレヨン*2				850 円	850 円	850 円
自由画帳				270 円	270 円	270 円
合 計	5,114 円	5,414 円	5,414 円	8,939 円	9,679 円	9,679 円

※進級時には、補充が必要です。

☆別表 3

制 服	100～130	140
スモック	1,670 円	
体操服（半袖）	2,800 円	3,000 円
体操服（長袖）	2,880 円	3,100 円
体操ズボン	2,250 円	2,500 円
合 計	9,600 円	10,270 円

※スモックのサイズ表記は、S・M・L・LLです。全サイズ同じ金額です。
 ※上靴は各ご家庭でご用意ください(白色のものをご購入ください)。

令和 7 年度 施設事業計画書

＜児童福祉サービス部門＞

「きたせんり愛育保育園」

- ・認可保育所
- ・一時預かり事業



社会福祉法人 恵泉福社会

＜児童福祉サービス部門＞

8) きたせんり愛育保育園 ＜大阪府吹田市古江台3丁目9番4号＞

・認可保育所 認可定員 120 名(利用定員 120 名)

(1) 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 恵泉福祉会
事業者の所在地	広島県尾道市平原三丁目1番15号
事業者の連絡先	TEL 0848-29-5663
代表者氏名	理事長 狩野 牧人
定款の目的に定めた事業	第二種社会福祉事業 / 保育所の経営

(2) 保育園の概要

種別	認可保育園						
名称	きたせんり愛育保育園						
所在地	大阪府吹田市古江台3丁目9番4号						
連絡先	TEL : 06-6836-5711 FAX : 06-6836-5713						
園長氏名	杉原 みのり						
開設年月日	令和 4 年 4 月 1 日						
認可定員 及び 利用定員	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
	12 人	19 人	19 人	23 人	23 人	24 人	120 人
当園の基本理念・方針	＜保育理念＞ 優しく愛のある雰囲気の中で、子どもの心や身体の成長を育む保育を行います。 ＜保育方針＞ ・一人ひとりの子どもの気持ちに寄り添い、子どもの思いを受け止め、心を育てる保育を目指します。 ・子どもも保護者も安心して保育園生活を送れるように安全な環境を用意します。 ・保護者の思いを汲みながら、家庭と一体となり、子どもの健全な心身の発達を図ります。 ・地域に於ける子育て支援に取り組み、社会的役割を果たします。 ＜保育目標＞ ・一人ひとりの子どもを大切にする保育を行います。 ・目に見えないものを大切にする保育を行います。 ・生きる力の基礎を育む保育を行います。						

(3) 運営規程の概要

施設・事業の目的	社会福祉法人 恵泉福祉会が設置する「きたせんり愛育保育園」(以下「当園」という)が認可保育園として行う保育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。
基本的な考え方	当園に於ける保育は、「健やかでたくましい心と体を育てる。」、「基本的な生活習慣を育てる。」、「人と自然を愛する人間性を育てる。」、「創造的な思考力と豊かな表現力を育てる。」を基本に、無限の可能性を秘めた子ども達一人ひとりの自己教育力、自立に向かう心を正しく導きながら、子ども達の世界を温かく見守り、健全な子どもの成長を応援致します。

(4) 施設の概要

敷地	敷地全体	1,405.98 m ²
	園庭	地上:366.083 m ² +2階:122.425 m ² =488.508 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造2階建
	延べ	1,083.16 m ²

(5) 主な設備の概要

設 備	部屋数	面 積	計
乳児室 (0歳児)	1室	50.48 m ²	6室=336.12 m ²
ほふく室 (1歳児)	1室	62.70 m ²	
保育室 (2歳児)	1室	50.65 m ²	
保育室 (3歳児)	1室	52.27 m ²	
保育室 (4歳児)	1室	60.01 m ²	
保育室 (5歳児)	1室	60.01 m ²	

(6) 職員体制 令和7年4月1日現在

職種	人数	常勤	非常勤	備考
園長	1人	1人		
主任保育士	1人	1人		
保育士(一時預かり含む)	22人	14人	8人	*非常勤1人はみなし保育士(看護師)
看護師等	1人		1人	
保育補助(支援員)	2人		2人	
調理員	4人	1人	3人	*非常勤1人は栄養士と兼務
事務員	(1人)		(1人)	(*保育士と兼務する場合有り)

(7) 開所日・開所時間及び休所日

開所日	月曜日から土曜日まで	
開所時間	保育標準時間	午前 7 時 00 分 ～ 午後 6 時 00 分 (11 時間)
	保育短時間	午前 8 時 30 分 ～ 午後 4 時 30 分 (8 時間)
延長保育時間	保育標準時間	午後 6 時 00 分 ～ 午後 7 時 00 分
	保育短時間	午前 7 時 00 分 ～ 午前 8 時 30 分 午後 4 時 30 分 ～ 午後 7 時 00 分
休所日	日曜日・祝日・年末年始 (12/29～1/3)	

(8) 保護者の負担について

月額保育料：吹田市が定める保育料（金融機関による口座振替）	
実費徴収	：保育料の他に必要な実費（指定する金融機関による口座振替） （毎 月）主食費・絵本代・延長保育料・（布団リース代） （入園時）用品代 制服代 ※進級時には、補充が必要です。
	☆別表 1
	☆別表 2
	☆別表 3

(9) 提供する保育の内容

当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針(平成 30 年告示)及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供する。通常提供する保育のほかに、以下の保育を行う。 (1) 延長保育 各保育給付認定の範囲以外の時間帯で、やむを得ない事情により保育が必要となった子どもに延長保育を行う。 (2) 一時預かり事業 保護者が、病気や出産、家族の看護等で緊急に保護が必要とされる子どもに対して、一時的に保育を行う。 (3) 障がい児保育 集団保育が可能な障がいや発達の遅れがある子どもを対象とした保育を行う。 (4) その他保育に係る行事等
--

※延長保育、一時預かり事業、障がい児保育を利用する場合は、事前の申請が必要です。

(10) 年間行事予定

★マークは、保護者参加の行事です。

月	行 事 内 容
4 月	★入園式、★保護者会・クラス懇談会
5 月	こどもの日、★個人面談
6 月	定期健康診断（内科検診）
7 月	七夕まつり、プール開き
8 月	★夏まつり
9 月	秋まつり、敬老の日、歯科健診
10 月	★運動会
11 月	勤労感謝の日、定期健康診断（内科検診）
12 月	クリスマス会
1 月	お正月遊び、★個人面談
2 月	豆まき、★生活発表会、★保護者会・クラス懇談会
3 月	ひなまつり、お別れ会、★卒園式

※発育測定、消火・避難訓練、お誕生会は毎月行います。※予定が変更になる場合もあります。

(11) 利用の開始及び終了に関する事項

利用者の内定	市の利用調整（選考）による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	・「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市が利用を取り消したとき。 ・保護者から当園利用の取消しの申出があったとき。 ・利用継続が不可能であると市が認めたとき。 ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき。

(12) 利用に当たっての留意事項

登園について	・登園時間（～9時15分までに） ・毎朝、保護者は健康観察票の記入をお願いします。 ・欠席や遅刻する場合は、9時までに園に連絡してください。 ・お子様の受け入れは、保育室にて行います。 ・お子様の様子や連絡事項は、連絡帳にてお知らせください。
降園について	・降園予定時刻の変更は、必ず園に連絡を入れてください。 ・保護者以外のお迎えは、ご遠慮ください。保護者以外のお迎えの場合は、保護者が必ず園に連絡してください。
制服・用品について	・0～2歳児（私服）・3～5歳児（制服）となります。 ・持ち物全てに名前の記入をお願いします。 ・外靴は、足のサイズにあった運動靴をお願いします。 ※ブーツ・サンダル不可
身体について	・毎朝検温をし、健康状態のチェックをお願いします。発熱、下痢、感染症などの症状がある場合は、登園を控えてください。 ・感染症が治癒した際には、登園届（保護者記入）を提出の上、登園をお願いします。※感染症により、医師による意見書が必要。 ・原則として、38度以上発熱したり、下痢が続いたりする場合は、連絡を入れますので、早めのお迎えをお願いします。 ・原則として、園での与薬はしません。与薬が必要な場合は、連絡票（保護者記入）と与薬情報書（医師記入）を薬と合わせて提出してください。薬は、医師が処方したものに限りします。 ・予防接種後の登園は、なるべく避けてください。 ・毎週月曜日は、「衛生チェックの日」です。爪や髪、身体などいつも清潔にしておきましょう。
給食について	・園の給食は、園児の活動の源となる大切なものであり、子ども達の健やかな成長には欠かすことのできない重要なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。 ・一人ひとりの発達に合わせた離乳食を提供するために、食事状況書（保護者記入）で確認し、保育士と調理員等で進めていきます。 ・食物アレルギーなどで食事制限のあるお子様は、医師による診断書・指示書を提出していただき、お子様の症状に合わせた除去食・代替食を実施します。対応できない場合もありますので、個別にご相談ください。
駐車場について	・園には送迎車輛の駐車スペースはありません。公共交通機関の利用による徒歩、自転車等にてお願いします。 ・駐輪スペースは、送迎時のみ使用できます。 ・ベビーカーは、指定の場所に留め置きができます。必ず畳んで奥より置いてください。 ・車輛にて送迎される場合は、近隣の駐車場を各自で確保してください。 ・周辺の路上駐車は迷惑になるのでおやめください。近隣の皆様にご迷惑をおかけしないよう、くれぐれも御願ひ致します。

(13) 嘱託医 (内科)

医療機関の名称	医療法人 えちごくクリニック
医院長名(担当医名)	院長 下吹越 正樹
所在地	大阪府吹田市藤白台四丁目 33 番 12 号
電話番号	06-6832-1230

(歯科)

医療機関の名称	にわデンタルクリニック
医院長名(担当医名)	院長 丹波 崇
所在地	大阪府吹田市藤白台二丁目 1 番 15 号
電話番号	06-6835-0418

(14) 緊急時における対応方法

- 1 当園は、保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに保護者に連絡をするとともに、嘱託医、協力医又は、子どもの主治医に相談する等の措置を講ずる。
- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、市担当課及び保護者に連絡をするとともに、必要な措置を講ずる。
- 3 当園は、事故が発生した場合、事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための措置を講ずる。
- 4 子どもに対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

【管轄する消防署】

消防署名	吹田北消防署
所在地	大阪市吹田市藤白台一丁目 1 番 50 号
電話番号	06-6872-0766

【管轄する警察署】

警察署名	吹田警察署
所在地	大阪市吹田市穂波町 13 番 33 号
電話番号	06-6385-1234

(15) 非常災害対策

避難訓練	年 12 回
防災設備	消火器、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報設備(非常ベル)、避難誘導灯
避難場所	一時避難場所:地上園庭 / 災害避難場所:吹田市立古江台小学校
緊急時の連絡手段	一斉メール及び電話連絡

(16) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	主 任
相談・苦情解決責任者	園 長
対応方法	1 当園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講ずる。 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。 3 当園は、苦情に関し、市から求められた場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。 4 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(17) 賠償責任保険の加入状況

園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険、傷害保険
保険の内容	①ほいくのほけん(全私保連団体契約)／東京海上日動(引受保険会社) ☆大型セットプラン(0-157 等特定感染症補償コース) ②日本スポーツ振興センター<各自任意加入>

(18) 個人情報の取り扱い

- ・当園の職員は、業務上知り得た子ども及び保護者の秘密を保持する。
- ・個人情報は、守秘義務を徹底し、流出しないよう十分留意して適切に取り扱う。
- ・提出して頂く書類に関しては、日々の保育以外の目的に使用しない。ただし、避難時や園外保育などで緊急連絡用として、自宅住所、電話番号を持ち出す場合は、取扱いには十分注意する。
- ・行事などで写真やビデオ撮影される保護者様に、他の子どもの映像について、その扱いには十分ご配慮いただくようお願いする。
- ・保育や行事の写真をお便りやHPに載せる場合、子どもの写真の掲示を希望されない保護者にあらかじめお伝えいただくようお願いする。

☆別表 1

給食費	主食費：3歳以上児クラス(3～5歳児の主食費/主食の提供に係る費用)	2,000円/月	6,500円/月
	副食費：3歳以上児クラス(3～5歳児の副食費/副食の提供に係る費用) *尚、国制度等による副食費徴収免除対象児童を除く。	4,500円/月	
月刊絵本代	全園児（毎月）	0歳児 各年齢 1歳児 400円前後/月 2歳児 決定したら 3歳児 お知らせします。 4歳児 5歳児	
布団代	布団は各ご家庭でご準備いただきますが、布団のリースもご利用できます。	リース料金	1,300円/月
延長保育料	(保育標準時間) 月曜～土曜 18:00～19:00	月極（1時間）	4,000円/月 単発（30分毎） 400円/回
	(保育短時間) 月曜～土曜 7:00～8:30、16:30～19:00	単発（30分毎）	400円/回
一時預かり料 (一般型)	*生後12ヶ月目～3歳児未満 1日利用 (水曜、木曜/9:00～17:00の間で4時間超)		3,000円/回 別途:給食300円、おやつ100円
	*生後12ヶ月目～3歳児未満 半日利用 (水曜、木曜/9:00～17:00の間で4時間まで)		1,500円/回 別途:給食300円、おやつ100円
	*3歳児以上～ 1日利用 (水曜、木曜/9:00～17:00の間で4時間超)		2,000円/回 別途:給食300円、おやつ100円
	*3歳児以上～ 半日利用 (水曜、木曜/9:00～17:00の間で4時間まで)		1,000円/回 別途:給食300円、おやつ100円
	*利用時間が4時間までの場合、各半日の利用料金とし、4時間超の場合、各1日の利用料金とする。 *給食又はおやつを利用される場合、各々別途料金とする。＜給食代:300円、おやつ代:100円＞		

☆別表 2

用 品	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
通園カバン	3,750円	3,750円	3,750円	3,750円	3,750円	3,750円
カラー帽子	1,250円	1,250円	1,250円	1,250円	1,250円	1,250円
誕生カード	270円	270円	270円	270円	270円	270円
けんこうの記録	350円	350円	350円	350円	350円	350円
メッシュケース	410円	410円	410円	410円	410円	410円
連絡ノート	480円	480円	480円	145円	145円	145円
出席カード					300円	300円
出席シール					300円	300円
はさみ				550円	550円	550円
のり				200円	200円	200円
粘土				410円	410円	410円
粘土板				490円	490円	490円
粘土ケース				355円	355円	355円
クレヨン				850円	850円	850円
自由画帳				270円	270円	270円
製作材料費	300円	300円	300円	300円	300円	300円
合 計	6,810円	6,810円	6,810円	9,600円	10,200円	10,200円

※進級時には、補充が必要です。

☆別表 3

制 服	100～130 cm	140 cm
スモック	1,670円	1,670円
体操服(半袖)	2,800円	3,000円
体操服(長袖)	2,880円	3,100円
体操ズボン	2,250円	2,500円
合 計	9,600円	10,270円

※4、5歳児の上靴は各ご家庭でご用意ください。

※白色のものをご購入ください。

令和 7 年度 施設事業計画書

＜児童福祉サービス部門＞

「みくに愛育保育園」

・認可保育所



社会福祉法人 恵泉福社会

<児童福祉サービス部門>

9) みくに愛育保育園 <大阪府大阪市淀川区三国本町2丁目8番14号>

・認可保育所 認可定員 110 名(利用定員 70 名)

(1) 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 恵泉福祉会
事業者の所在地	広島県尾道市平原三丁目1番15号
事業者の連絡先	TEL 0848-29-5663
代表者氏名	理事長 狩野 牧人
定款の目的に定めた事業	第二種社会福祉事業 / 保育所の経営

(2) 保育園の概要

種別	認可保育園						
名称	みくに愛育保育園						
所在地	大阪府大阪市淀川区三国本町二丁目8番14号						
連絡先	TEL:06-6151-3995 FAX:06-6151-3069						
園長氏名	片山 千佳						
開設年月日	令和 7 年 4 月 1 日						
認可定員	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
	9 人	19 人	19 人	21 人	21 人	21 人	110 人
当園の基本理念・方針	<保育理念> 優しく愛のある雰囲気の中で、子どもの心や身体の成長を育む保育を行います。 <保育方針> - 一人ひとりの子どもの気持ちに寄り添い、子どもの思いを受け止め、心を育てる保育を目指します。 - 子どもも保護者も安心して保育園生活を送れるように安全な環境を用意します。 - 保護者の思いを汲みながら、家庭と一体となり、子どもの健全な心身の発達を図ります。 - 地域に於ける子育て支援に取り組み、社会的役割を果たします。 <保育目標> - 一人ひとりの子どもを大切にする保育を行います。 - 目に見えないものを大切にする保育を行います。 - 生きる力の基礎を育む保育を行います。						

(3) 運営規程の概要

施設・事業の目的	社会福祉法人 恵泉福祉会が設置する「みくに愛育保育園」(以下「当園」という)が認可保育園として行う保育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。
基本的な考え方	当園に於ける保育は、「健やかでたくましい心と体を育てる。」、「基本的な生活習慣を育てる。」、「人と自然を愛する人間性を育てる。」、「創造的な思考力と豊かな表現力を育てる。」を基本に、無限の可能性を秘めた子ども達一人ひとりの自己教育力、自立に向かう心を正しく導きながら、子ども達の世界を温かく見守り、健全な子どもの成長を応援致します。

(4) 施設の概要

敷地	敷地全体	304.92 m ²
	園庭 (1,664.94 m ²)	地上園庭 60.73 m ²
		屋上園庭 180.21 m ²
		代替地園庭(三国西公園) 1,424.00 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造・陸屋根 4 階建
	延べ	630.87 m ²

(5) 主な設備の概要

設 備	部屋数	面 積	計
乳児室 (0 歳児)	1 室	46.06 m ²	6 室 293.99 m ²
ほふく室 (1 歳児)	1 室	66.68 m ²	
保育室 (2 歳児)	1 室	44.54 m ²	
保育室 (3・4・5 歳児)	3 室	136.71 m ²	

(6) 職員体制

職種	職務の内容	人数	常勤	非常勤	備 考
園長	園務をつかさどり所属職員を監督	1 人	1 人		
主任保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1 人	1 人		
保育士	保育の立案・実施・記録を行う	17 人	12 人	5 人	常勤換算 15 人(14.1 人)以上
看護師等	健康診断・歯科健診での補助や保健だよりの作成・保育補助	1 人		1 人	
調理員	献立に従い給食・おやつを調理する	委託	委託	委託	業務委託(栄養士 1 人 + 調理員 2.0 人以上)
事務員	事務全般	1 人		1 人	子育て支援員 兼任
子育て支援員	保育補助	1 人		1 人	1 人以上

(7) 開所日・開所時間及び休所日

開所日	月曜日から土曜日まで	
開所時間	保育標準時間	午前 7 時 00 分 ～ 午後 6 時 00 分 (11 時間)
	保育短時間	午前 8 時 30 分 ～ 午後 4 時 30 分 (8 時間)
延長保育時間	保育標準時間	午後 6 時 00 分 ～ 午後 7 時 00 分
	保育短時間	午前 7 時 00 分 ～ 午前 8 時 30 分 午後 4 時 30 分 ～ 午後 7 時 00 分
休所日	日曜日・祝日・年末年始 (12/29～1/3)	

(8) 保護者の負担について

月額保育料：大阪市が定める保育料（金融機関による口座振替）	
実費徴収：保育料の他に必要な実費（指定する金融機関による口座振替） （毎月）主食費・絵本代・延長保育料・（布団リース代） ☆別表 1 （入園時）用品代 ☆別表 2 制服代 ☆別表 3 ※進級時には、補充が必要です。	

(9) 提供する保育の内容

当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針(平成 30 年告示)及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供する。通常提供する保育のほかに、以下の保育を行う。 (1) 延長保育 (2) その他保育に係る行事等 (3) 障がい児保育・・・集団保育が可能な障がいや発達の遅れがあるこどもを対象とした保育を行う。

※延長保育（月極）・障がい児保育を利用する場合は、事前の申請が必要です。

(10) 年間行事予定

★マークは、保護者参加の行事です。

月	行 事 内 容
4 月	★入園式
5 月	こどもの日のつどい ★個人懇談
6 月	歯科健診 ★運動会 定期健康診断（内科検診） 保育参観（0、1 歳児）
7 月	七夕のつどい プール開き お泊り会（5 歳児）
8 月	夏祭りごっこ
9 月	プール終い
10 月	遠足（幼児クラス）
11 月	英語参観（3、4 歳児） 定期健康診断（内科検診）
12 月	クリスマス会 ★生活発表会 ★英語参観（5 歳児） 保育参観（0、1 歳児）
1 月	新年のつどい おもちつき
2 月	節分 ★個人懇談（希望者）
3 月	ひなまつり お別れ会 ★卒園式

※発育測定、消火・避難訓練、お誕生会は毎月行います。※予定が変更になる場合もあります。

(11) 利用の開始及び終了に関する事項

利用者の内定	区の利用調整（選考）による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	・「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、区が利用を取り消したとき ・保護者から当園利用の取消しの申出があったとき ・利用継続が不可能であると区が認めたとき ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

(12) 利用に当たっての留意事項

登園について	・9時までに登園してください。欠席される場合、また、9時までに登園ができない時は、必ずキッズリーにて連絡してください。9時までに連絡がない場合、こちらから連絡させていただくことがあります。 ・毎朝、保護者はお子様の健康観察（*朝食を食べる、十分な睡眠など）を行い、お子様の健康状態を職員にお伝えください。 ・お子様の受け入れは、保育室にて受け入れます。
降園について	・降園予定時刻の変更は、必ず園に連絡を入れてください。 ・事前登録者以外のお迎えは、ご遠慮ください。事前登録者以外のお迎えの場合は、保護者が必ず園に連絡してください。
制服・用品について	・0～2歳児（私服）・3～5歳児（制服）となります。 ・持ち物全てに名前の記入をお願いします。 ・外ぐつ、上ぐつは、足のサイズにあった運動靴をお願いします。 ※ブーツ・サンダル不可 ・0～2歳児（紙オムツ・手拭きタオル・食事用エプロン） 3～5歳児（コップ・歯ブラシ・水筒）を各家庭で準備してください。
身体について	・毎朝検温をし、健康状態のチェックをお願いします。発熱、下痢、感染症などの症状がある場合は、登園を控えてください。 ・感染症が治癒した際には、医師による意見書を提出の上、当園をお願いします。 ・原則として、37.5度以上の発熱や下痢が続くなどのお子様の体調が優れない場合は、緊急連絡先の順番に連絡をさせていただきますので、<u>早め（1時間以内）のお迎え</u>をお願いします。 ・原則として、園での与薬はしません。やむを得ず与薬が必要な場合は、与薬依頼書（保護者記入）と与薬情報書（医師記入）を薬と合わせて提出してください。薬は医師が処方したものに限りです。 ・予防接種の当日は、登園をお控えください。
給食について	・給食は、（株）一富士フードサービスに委託しています。 ・給食は、園児の活動の源となる大切なものであり、子ども達の健やかな成長には欠かすことのできない重要なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。 ・一人ひとりの発達に合わせた離乳食を提供するために、食事状況書（保護者記入）で確認し、保育士と保護者等で進めていきます。 ・食物アレルギーなどで食事制限のあるお子様は、医師による診断書・生活管理指導表を提出していただき、お子様の症状に合わせた除去食・代替食を実施します。対応できない場合もございますので、個別にご相談ください。
駐車場について	・園には送迎車両の駐車スペースはありません。公共交通機関の利用や徒歩、自転車等にてお願いします。 ・車両にて送迎される場合は、近隣の駐車場を各自で確保され、周辺道路に留意し、地域の皆様にご迷惑がかからないよう、お願いします。 ・駐輪スペースは、送迎時のみ使用できます。 （ベビーカーも同じ）

(13) 嘱託医 (内科)

医療機関の名称	医療法人 はるなクリニック
医院長名(担当医名)	副院長 春名 令子
所在地	大阪市淀川区西三国 1 丁目 3 番 13 コアウイング青山 202 号室
電話番号	06-4807-5130

(歯科)

医療機関の名称	新大阪デンタルクリニック
医院長名(担当医名)	院長 川上 雅成
所在地	大阪市淀川区東三国 2 丁目 22 番 6 号 シャンティマサノ A
電話番号	06-6395-9295

(14) 緊急時における対応方法

1. 当園は、保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに保護者に連絡をするとともに、嘱託医、協力医又は、子どもの主治医に相談する等の措置を講ずる。
2. 保育の提供により事故が発生した場合は、市担当課及び保護者に連絡をするとともに、必要な措置を講ずる。
3. 当園は、事故が発生した場合、事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための措置を講ずる。
4. 子どもに対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

【管轄する消防署】

消防署名	淀川消防署
所在地	大阪市淀川区木川東 4 丁目 10 番 12 号
電話番号	06-6308-0119

【管轄する警察署】

警察署名	淀川警察署
所在地	大阪市淀川区十三本町 3 丁目 7 番 27 号
電話番号	06-6305-1234

(15) 非常災害対策

避難訓練	年 12 回
防災設備	消火器、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報設備(非常ベル)、避難誘導灯
避難場所	一時避難場所: 三国西公園 / 災害避難場所: 三国小学校
緊急時の連絡手段	一斉メール及び電話連絡

(16) 虐待防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ① 年に2回、職員に対して虐待防止措置研修を実施
- ② 虐待防止マニュアルの作成、運用

(17) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	主 任
相談・苦情解決責任者	園 長
対応方法	1. 当園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講ずる。 2. 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。 3. 当園は、苦情に関し、市から求められた場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。 4. 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(18) 賠償責任保険の加入状況

園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険、傷害保険
保険の内容	①ほいくのほけん(全私保連団体契約)／東京海上日動(引受保険会社) ☆大型セットプラン(0-157 等特定感染症補償コース) ②日本スポーツ振興センター<各自任意加入>

(19) 個人情報の取り扱い

- ・当園の職員は、業務上知り得た子ども及び保護者の秘密を保持する。
- ・個人情報は、守秘義務を徹底し、流出しないよう十分留意して適切に取り扱う。
- ・提出して頂く書類に関しては、日々の保育以外の目的に使用しない。ただし、避難時や園外保育などで緊急連絡用として、自宅住所、電話番号を持ち出す場合は、取扱いには十分注意する。
- ・行事などで写真やビデオ撮影される保護者様に、他の子どもの映像について、その扱いには十分ご配慮いただくようお願いする。
- ・保育や行事の写真をおたよりに使用する事があります。また、HPに掲載する場合は、事前に承諾書を得て使用いたします。

(20) 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	令和8年度以降受審予定	
自己評価の実施状況	毎年度実施	

(21) 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表公示された旨
なし

(22) 登園におけるその他の留意事項

喫煙	当園敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動 政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する 宗教活動、政治および営利活動はご遠慮ください。

☆別表 1

給食費	主食費：3 歳以上児クラス(3～5 歳児の主食費/主食の提供に係る費用)	1,700 円/月	6,500 円/月
	副食費：3 歳以上児クラス(3～5 歳児の副食費/副食の提供に係る費用)*尚、国制度等による副食費徴収免除対象児童を除く。	4,800 円/月	
月刊絵本代	全園児（毎月）	0 歳児 各年齢 1 歳児 500 円前後/月 2 歳児 決定したら 3 歳児 お知らせします 4 歳児 5 歳児	
布団代	布団は各ご家庭でご準備いただきますが、布団のリースもご利用できます	リース料金 1,300 円/月	
延長保育料	(保育標準時間) 月曜～土曜 18：00～19：00	月極（1 時間） 8,000 円/月 月極（30 分間） 4,000 円/月 単発 400 円/30 分	
	(保育短時間) 月曜～土曜 7：00～8：30 16：30～19:00	単発 400 円/30 分	

*利用者負担区分に応じて控除される金額を徴収致します。

☆別表 2

用 品	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
通園カバン	3,750 円	3,750 円	3,750 円	3,750 円	3,750 円	3,750 円
カラー帽子	1,364 円	1,364 円	1,364 円	1,364 円	1,364 円	1,364 円
連絡ノート	210 円	200 円	200 円	145 円	145 円	145 円
出席カード					430 円	430 円
出席シール					310 円	310 円
はさみ				550 円	550 円	550 円
のり				200 円	200 円	200 円
のり補充用 ※1				110 円	110 円	110 円
粘土				410 円	410 円	410 円
粘土ケース				360 円	360 円	360 円
粘土ペラ				320 円	320 円	320 円
粘土板				485 円	485 円	485 円
クレヨン ※2				850 円	850 円	850 円
色画用紙		300 円	300 円	300 円	300 円	300 円
自由画帳				270 円	270 円	270 円
合 計	5,324 円	5,614 円	6,614 円	9,114 円	9,854 円	9,854 円

※のりは少なくなったら、職員が随時補充をします。又、クレヨンの補充は、1 本 65 円で販売しております。

☆別表 3

制 服	100～130	140
スモック	1,670 円	
体操服 (半袖)	2,800 円	3,000 円
体操服 (長袖)	2,880 円	3,100 円
体操ズボン	2,250 円	2,500 円
合 計	9,600 円	10,270 円

※スモックのサイズ表記は、S・M・L・LLです。全サイズ、同じ金額です。

※上ぐつは各ご家庭でご用意ください (白色のものをご購入下さい)。

令和 7 年度 施設事業計画書

＜障がい福祉サービス部門＞

「ステップアップ絆」

・就労継続支援B型事業



社会福祉法人 恵泉福社会

＜障がい福祉サービス部門＞

10) ステップアップ絆 ＜広島県福山市新涯町二丁目 2 番 21 号＞

- ・就労継続支援B型事業 利用定員 20 名

1 法人の基本理念

- ・恵みの泉の如く、尽きない愛をもって光となり、輝き溢れる社会福祉の実現に挑戦いたします。

2 法人の運営方針

- ・私たちは専門職として、その職務に於ける必要性の理解と専門性を充分に発揮いたします。
- ・私たちは組織の一員として、仲間を愛することを忘れず感動を分かち合える組織を構築いたします。
- ・私たちは、地域福祉の拠点として、地域の互助力を高め、共存と共生の精神をもって地域に貢献いたします。

3 ステップアップ絆の運営方針

ステップアップ絆は、平成 29 年 8 月より拠点を新涯町(ワークタイガービル)から既設の絆の家(就労継続支援A型・平成 29 年 6 月廃止)が所在した場所に移し、就労継続支援B型事業所としての運営を開始致しました。これまで培ってきた事業運営、支援技術を継承し、社会福祉法人 恵泉福祉会の基本理念、運営方針に沿って利用者様が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、適切かつ効果的な支援を行い、日中活動や生活などに関する相談や助言を行います。このような中、これからの 5 年、10 年、20 年を考え、「改善」しながら効率良く、効果のあがるような事業運営を目指します。

支援に関しては身体機能や生活能力、作業能力が「維持」、「向上」するよう支援し、利用者様、保護者様が将来において心配が無くなるよう、安心できるような支援を目指します。

地域福祉に関して、福山市障がい者総合支援協議会などへの参画、行政や関係機関とも連携し、また地域行事に積極的に参加し、地域の皆様の理解を得て地域福祉の課題に取り組み、地域福祉の向上と増進に努めます。

事業が安定し継続し続けるための財務基盤の安定化に向けて、支援に関わる福祉事業会計、工賃に関わる就労支援事業会計それぞれの収支を把握し、財務構造の健全化に努めます。

「障害者差別解消法」が施行され、ますます障がいの方の権利擁護が重視されてきています。利用者様への質の高いサービスを提供するために、各種外部研修への参加や施設内研修を行い、支援に対する考え方やさらなる支援技術を身に付け支援の充実を目指します。また働きやすい職場環境を整え、職員育成に努めます。

社会福祉法人 恵泉福社会の一事業として他の事業所と密接に連携しながら法人全体の運営に寄与します。

4 事業所概要

○就労継続支援B型事業所

○利用定員及び利用対象者

定 員：20 名

対象者：障害福祉サービス受給者証のサービス種別欄に就労継続支援B型と記載されている方。

○利用日及び利用時間

利 用 日：月曜日～金曜日（祝日、年末年始の休日を除く）

利用時間：9：30～15：30

○職員体制（職員勤務時間：9：00～18：00）

職員配置

管 理 者	1 名
サービス管理責任者	1 名
生活支援員	2 名
職業指導員	3 名

○各種資格保持状況

・介護福祉士	3 名
・介護支援専門員	1 名
・社会福祉主事	1 名
・介護職員初任者研修	1 名
・養護教諭二種	1 名
・情報処理技術者	1 名

5 ステップアップ絆の支援方針

○今年度は利用者様の能力の「維持」、「向上」に注目した支援を行います。

利用者様の生活能力や身体機能、作業能力など利用者様に関わる支援全てにおいて、出来ていることの「維持」と出来ることの幅を広げる能力の「向上」を目指した支援を行います。

利用者様、保護者様のご希望を伺い、それぞれのライフステージに応じた個別支援計画を作成し、計画に沿った支援を提供します。又、生活活動の機会を通じて、その知識及び能力の維持・向上のために必要な訓練(就労支援)を行います。また日常生活に関する支援を行います。

○個別支援計画・モニタリングの実施

- ・ケース会議の実施

○就労支援内容

- ・集団行動による、コミュニケーション能力の向上や、挨拶・報連相など社会で必要とされるマナーが作業を通して、実践的に身につくよう努めます。
- ・事務・管理業務に欠かせないパソコンを個々のスキルや要望に応じて学べる場を提供します。
- ・模擬面接や応募書類作成、面接同行など、自立した生活実現に向け支援を行いません。
- ・一般企業への職場実習や集中力の向上に取り組みます。

○生産活動内容

施設外就労・・・農作業（草取り・肥料撒き・種まき）、染料の計量、清掃

施設内就労・・・エアコン配管の解体、段ボール組立、パーツ組立

検品、箱詰め、ラベル貼り、包装

○余暇活動・創作活動

各種活動には、指導者を招いて実施します。

グループ活動や余暇活動の充実を図ります。

○各種行事の実施

・お花見　・バラ祭り　・福祉祭り　・納涼会　・忘年会　・初詣

○健康管理

検温・血圧測定　毎朝、冬季のインフルエンザ感染時期など

ラジオ体操 毎日 2回/日
健康診断、歯科検診の奨励

○災害避難訓練

火災、地震、津波を想定した訓練 1～2回/年

6. その他

特記事項なし。